

重要：ライセンサーは、以下の条項に拘束されるとの購入者の同意を条件として、本ソフトウェアを購入者に提供します。本契約の条項にセットアップ画面の承諾ボタンをクリックする方法によって同意することができない 場合には、購入者は本ソフトウェアを使用することができません。セットアップ画面の承諾ボタンをクリックすることにより、本契約を読み、理解し、かつその条項により拘束されることに合意したことを認めたことになります。

## エンドユーザ使用許諾契約書

ライセンサーは、ライセンシーに対し、本契約に定める条項に従ってライセンス・ソフトウェア（以下に定義します。）を使用するライセンスを許諾することを希望しており、ライセンシーは、当該使用許諾を受けることを希望 しています。従って、ライセンサーとライセンシーは、以下のとおり合意します。

エンドユーザ使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）において、下記の用語は、下記の意味を有するものとします。

「ブレード」とは、それぞれCPU、ハード・ディスク及びメモリを内蔵した、１つのシャーシに格納される複数のサーバー・モジュールを意味します。

「コア」とは、コンピュータ・チップの中のプロセッシング・ユニット１つを意味し、論理演算ユニット、レジスタ、instruction fetcher、及びdata fetcher/storer から構成されます。「CPU」（Central Processor Unit）とは、データ処理ユニットを意味し、通常は一つの基盤に乗せられたマイクロチップを意味し、複数のコアから構成される場合もあります。コンピュータ「ボックス」は、複数のCPUを内蔵することができます。「ボックス」は「サーバー」や「マシン」（又は「メインフレーム」）と呼ばれる場合があります。

「ライセンサー」とは、ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを取得する国において、当該ライセンス・ソフトウェアのライセンスを付与する権限を与えられている、マイクロフォーカスが指名した法人を意味します。

「ライセンス・ソフトウェア」とは、オブジェクトコード形式のライセンサー・コンピュータ・プログラム、そのユーザマニュアル（以下「マニュアル」といいます。）及びライセンサーがライセンシーに提供するその他の補足 資料を意味し、ソフトウェアのセキュリティキー、変更若しくは追加等を含みますが、これらに限定されません。ライセンス・ソフトウェアには、ライセンシーが本契約第6条及び第7条に基づき受ける、若しくはライセンシーが 別途契約し、料金を支払った保守サービスに基づき受けるライセンス・ソフトウェアの新リリース、アップデート、リビジョン、変更、追加、訂正及び補修等も含まれるものとします。本契約の開始後、「ライセンス・ソフトウェア」には、ライセンシーがライセンスを受けている、旧バージョンのライセンス・ソフトウェアも含まれるものとし、本契約は当該バージョンについても適用されるものとします。ライセンサーが本契約第6条に基づき提供する場合を除き、本契約は、新リリース、アップデート、リビジョン、変更、追加、訂正及び補修に対する権利をライセンシーに付与するものではありません。ライセンス・ソフトウェア商品はWindows、Linux、Unix又はその他のプラット フォームで使用可能であり、各プラットフォームについて、個別のライセンス・ソフトウェア商品のライセンスが必要となります。

「製品注文書」とは、（i）ライセンシーが購入した各ソフトウェア・ライセンスを記載し、ライセンシーが作成した書類で（ii）ライセンサー又はその正規販売店が承諾した書類を意味します。ライセンサーは、ライセンサー が承諾したことを書面により確認したとき、又はライセンス・ソフトウェアをライセンシーに交付したときのいずれか早い方により、製品注文書を承諾します。各製品注文書は個別の契約を構成し、当該契約には本契約の条項を含 むものとし、す。本契約の条項とライセンサーが書面により適式に授権した署名者により明示的に承諾された製品注文書の条項との間に齟齬がある場合には、製品注文書の条項に従うものとします。本契約若しくは製品注文書に關 連してライセンシーが発行する購入注文書又はこれに類する書類に含まれるライセンシーの条項は適用されないものとし、発行された当該書類は、注文されたライセンス・ソフトウェア、ライセンスの数及び支払われる金額を確認 するための事務的な理由によってのみ発行されるものであり、法的な効力はないものとします。

「ディザスタ・リカバリ・システム」とは、（i）ディザスタ（災害）が発生し、元のプロダクション・システムが使用できない場合、（ii）ディザスタ・リカバリ・テストング及び／又は（iii）システム診断又はディザスタ・リカバリ・システム自体の保守サービスのために使用されるシステムを意味します。ディザスタ・リカバリ・システムには、ライセンス・ソフトウェアの開発版又は製品版がインストールされているマシンと同じコンピュータ・ クラスターにある、その他のシステムは含まれません。

「仮想マシン」とは、仮想マシンが提供するリソース及び抽象概念に制限されながら、仮想マシン内で作動しているソフトウェアが、物理的なマシンのようにプログラムを実行するソフトウェアの実行を意味します。

### 1. ライセンスの許諾

製品注文書に記載された返還不能な使用許諾料の支払と引換えに、ライセンサーは、エンドユーザとしてのライセンシーに対し、ライセンス・ソフトウェアを本契約の条項に従って使用する属人的、無期限、譲渡不能、サブライ センス不能、かつ非独占的ライセンスを許諾します。ライセンシーは、内部的にかつライセンシーの利益のためにのみライセンス・ソフトウェアを使用する権利を有するものとします。ライセンスのオプションは以下のとおりです。疑義を避けるため、本契約により付与されるライセンスは、次のことを認めるものではありません。（i）ライセンサーの事前の承諾を得ることなく、また追加の使用許諾料を支払うことなく、第三者受託業者（委託者を含みま すがこれに限定されませんが）、ライセンシーの内部的使用又は利益のために、ライセンス・ソフトウェアにアクセス又はこれを使用すること。（ii）別紙１に具体的に定める場合を除いて、一般市民が（インターネット等を通じて）ライセンス・ソ フトウェアにアクセス又はこれを使用すること。（iii）別紙１又は別紙２に具体的に定める場合を除き、仮想マシン上、仮想マシン内、又は仮想マシンより、ライセンス・ソフトウェアをインストール、使用 し、又はアクセスするこ と。本条（i）及び（ii）においてライセンサーが承諾している場合には、ライセンシーは第三者受託業者及び／又は一般市民によるアクセス又は使用による、本契約に対する違反行為について、ライセンサーに対して責任を負うものと します。ライセンス・ソフトウェアの使用により、直接的又は間接的に取得され、又は生成されたデータ、結果及び／又はアウトプットのアクセス及び／又は使用は、当該ライセンス・ソフトウェアの アクセス及び／又は使用とみなされ、当該データ、結果及び／又はアウトプットは、当該ライセンス・ソフトウェアに適用されるライセンスの条件及び制限の対象となります。別紙１に定め、又は記載したとおり、異なるライセン ス・オプションをライセンサーから取得することができます（以下「ライセンス・オプション」といいます。）、すべてのライセンス・オプションが各ライセンス・ソフトウェア製品に提供されるものではありません。ライセン シーがライセンス・ソフトウェアについて購入するライセンス・オプションは、製品注文書において特定されるものとします。追加のライセンス・オプションは、ディザスタ・リカバリ・システムにおいてライセンス・ソフトウェアを使用し、又はロード・バランシング、障害 迂回、研修又はテストングにおいて使用するために、購入する必要があります。テストのために購入されたライセンス・ソフトウェアは別紙1.Eに定めるテスト・ライセンス・オプシ ョンの条件及び制限の対象となります。一部のラ イセンス・ソフトウェアは、別紙２に定める「特定のライセンス・ソフトウェアに関する条件」に定める追加の条件の対象となる場合があります。当該条件と本契約の条項に齟齬が ある場合には、特定のライセンス・ソフトウェアに關 する条件が優先します。

### 2. ユーザ制限

ライセンシーは、ライセンサーによる書面による同意を得ること無しに以下のことを行わないことに合意します。

2.1. （i）合理的な数のバック・アップ・コピーを作成する場合、若しくは（ii）ライセンサーが書面により明示的に承認している場合、若しくは（iii）ライセンサーが電子 的形式でライセンシーに提供したマニュアルを合理的な 数だけ作成する場合を除き、適用される追加費用をライセンサーに支払わずに、ライセンス・ソフトウェアの全部若しくは一部を内部使用のためにコピーし、及び配布するこ と。ライセンシーは、当該コピーのすべてにライセンス・ソ フトウェアに含まれるすべての著作権表示及びその他の財産権表示を複製し、かつ附するものとし、これには供給者である第三者による表示や第三者ソフトウェア（以下 に定義します。）に含まれる表示が含まれます。

2.2. ライセンサーと別途販売ライセンス契約を締結せずに第三者に対してライセンス・ソフトウェアの全部若しくは一部をコピーし、及び／又は配布すること、又は別紙１に 具体的に定める方法以外で第三者に対してライセン ス・ソフトウェアの全部若しくは一部の使用又はアクセスを許可すること。疑義を避けるため、第三者には、受託業者、委託者、ライセンシーの顧客及び一般市民が含まれますが、これらに限定されません。

- 2.3. 別紙1及び／又は別紙2で別段の定めがある場合を除き、ライセンシーに使用許諾された国以外へライセンス・ソフトウェアを移転し、輸送し、若しくは当該国外で使用 すること。
- 2.4. 別紙1及び／又は別紙2で別段の定めがある場合を除き、ライセンシーにライセンスが付与されたライセンス・ソフトウェアの指定するオペレーティング・システム以外 のシステムに、ライセンス・ソフトウェアをインストールし、アクセスし、又は使用すること。
- 2.5. 第三者に対して譲渡、販売、賃貸借、リース、貸与、サブライセンス、委託若しくはその他の方法で、ライセンス・ソフトウェアを第三者に移転すること、又は第三者に対して当該行 為を行うことを承認すること、若しくは当該行為を行う第三者を選任すること。
- 2.6. タイムシェアリング、設備管理、委託、ホスティング、サービス・ビューロー、第三者のためのその他のデータ処理サービス及びその他のこれに類する目的でライセンス ・ソフトウェアを使用すること。
- 2.7. ライセンス・ソフトウェアを改変すること、若しくは第三者に対して改変する手段を提供すること。
- 2.8. ライセンス・ソフトウェアについて二次的著作物の作成、翻訳、ディスアッセンブル、リコンパイル若しくはリバース・エンジニアリングをすること、若しくはこれを試 みるこ 事（適用される法律により具体的に当該行為が認められている場合には、この限りではありません。）
- 2.9. ライセンス・ソフトウェア若しくはマニュアルに附され、若しくは含まれる財産権表示若しくはラベルを変更し、廃棄し、若しくはその他の方法で除去すること。
- 2.10. 有効かつ適式にデプロイメント製品ライセンスを取得することなく、全部又はその一部をライセンス・ソフトウェアを使用して作成したソフトウェア・アプリケーション・プログラム を使用し、又は第三者に対して使用許諾すること。
- 2.11. 本契約で具体的に承認された以外の態様でライセンス・ソフトウェアを使用すること。

3. 監査

ライセンシーは (i) ライセンス・ソフトウェアがインストールされている、若しくはライセンス・ソフトウェアへのアクセスがなされるすべての機械の場所、型、通し番号、及びライセンス・ソフトウェアにアクセスしている 者の氏名及び人数について記録し、かつ提供し、 (ii) ライセンシーによるライセンス・ソフトウェアの使用が、許諾されたライセンスの数を超えないことを保証するための合理的なメカニズム若しくは手続を実施し、 (iii) ライ センス・ソフ トウェアを含む媒体を処分する前にすべてのライセンス・ソフトウェア・コード、プログラム及びその他の財産的情報を破棄し、若しくは削除するために必要な手続をとり、及び (iv) ライセンシーの使用が許諾され たライセンスの数を超える場合には、直ちにライセンサーに書面により通知することに合意します。ライセンサーより合理的な請求があった場合には、合理的な理由がない限り、1年に1回に限り、ライセンシーはライセンサーに 対して、ライセン サーの要求にしたがって、取締役及び／又は監査役が署名した、上記を確認した報告書を提出し、かつライセンサーにライセンス・ソフトウェアの使用を両方で合意した回数だけ監査することを許可するものとします。ライセンシーの 使用が許諾されたライセンスを超える場合には、差止命令による救済を含むライセンサーが有するその他の権利若しくは救済を損なうことなく、ライセンシーは、ライセンサーに対して、追加のライセンスの 使用について、その時点で有効な使用許諾料及び保守サービス費用を支払うことに合意します。さらに、当該使用が付与されたライセンスを5%よりも超過している場合には、ライセンシーは、その他に支払うべき金額に加えて、 当該監査にかかった合理的な費用をライセンサーに支払うものとします。

4. マニュアル

ライセンサーの推奨するライセンス・ソフトウェアの使用方法及び適用について記載したライセンサーの標準マニュアルの電子コピー1部が追加費用なしにライセンス・ソフトウェアとともにライセンシーに提供されます。印刷 したマ ニュアルはライセンサー若しくは正規販売店より購入することができます。

5. ライセンスの期間

ライセンシーが定期ライセンスを購入していない限り、本契約及びライセンシーのライセンス・ソフトウェアに関するライセンスは、本条に従い早期に終了する場合を除き、無期限に有効とします。ライセンサーは、 (i) ライ セン シーが本契約の条項に違反し、ライセンサーがライセンシーに通知した日から10日以内に当該違反行為を是正しなかった場合、若しくは (ii) ライセンシーが清算された場合、管財人が選任された場合、又は解散若しくは破産 又はこれらに類する手続が開始された場合には、ライセンシーに対して書面により通知することにより、本契約及びライセンシーのライセンス・ソフトウェアに関するライセンスを終了させることができます。当該終了は、ライセ ンサーが有するその他の権利若しくは救済を損なうことはないものとします。ライセンシーは、いつでも任意に、ライセンサーに対して書面により終了通知を発することにより、本契約を終了させることができます。終了した場 合には、ライセン シーは、ライセンス・ソフトウェア若しくはそのコピーを目的の如何を問わず保持若しくは使用する権利を有さず、また、ライセンシーは、保有若しくは管理しているライセンス・ソフトウェアのすべてのコピーを 破棄し、及び消去し、当該ライセンス・ソフトウェアのコピーがすべて破棄され、若しくは消去されたことを証する証明書をライセンサーに提出するものとします。

6. 保守サービス

ライセンサーはソフトウェアに対し、特に明記しない限り年次の保守サービス（初年度は出荷日から12か月、購入者の注文による後続年度も含む）を提供します。ライセンシーが本契約により使用許諾されたライセンス・ソフ ト ウェ ア製品の保守サービスを購入した場合には、ライセンシーは当該コンピュータ・プラットフォームについてライセンシーが有する、ライセンス・ソフトウェアのすべてのライセンス・コピーについて、当該保守サービスを購入 すべきこ とに合意します。ライセンサーが提供する保守サービスは、当事者間で別途書面による合意がある場合を除き、ライセンサーの当該時点で有効な年間保守サービス規約の適用を受けます。

7. 制限付き保証

ライセンサーは、ライセンシーに対する納入日から90日の期間（以下「保証期間」といいます。） (i) 通常の使用条件下において、ライセンス・ソフトウェアを供給する媒体に材質上又は製造上の欠陥がないこと及び (ii) ライ セン シーに納入されたライセンス・ソフトウェアがすべての重要な点においてマニュアルに適合していることを保証いたします。上記保証の (i) を満たしていない場合には、その唯一かつ排他的な救済方法として、ライセンサー の唯一の義務は、ライセンシーが保証期間内にライセンサーに対し、ライセンス・ソフトウェアの納入に用いた欠陥のある媒体を返却すれば、無料で当該媒体を修理又は交換することのみとします。上記保証の (ii) を満たしてい ない場合には、その唯一かつ排他的な救済方法として、ライセンサーは、無料でライセンス・ソフトウェアを修理若しくは交換するものとし、又は、当該救済方法が経済的若しくは技術的に不可能であるとライセンサーが合理的に 判断した場合には、ライセンシーは、当該ライセンス・ソフトウェアについて支払った使用許諾料及び保守サービス費用の全額の返還を受ける権利を有し、当該ライセンス・ソフトウェアに関するライセンシーのライセンスは終了 するものとします。本条に規定した保証は、ライセンス・ソフトウェアの欠陥が以下のいずれかの結果である場合には、適用されないものとします。(a) ライセンス・ソフトウェアがマニュアル、本契約、若しくはライセンサーがライセンス・ソフ トウェアを設計し、かつライセンスしたプラットフォームに従って使用されなかった場合、若しくは (b) ライセンス・ソフトウェアがマニュアルに指定された場合を除き、ライセンシー若しくは第三者により変更、修正若しくは変換さ れた場合、若しくは (c) ライセンシーの機材の故障、若しくは (d) 事故又は濫用、若しくは (e) 承認を受けていない者によるサービス、若しくは (f) ライセンサーが提供していないその他のライセンス・ ソフトウェア若しくは動作 のために設計及びライセンスされていないライセンス・ソフトウェア、若しくは (g) 以下に定義する第三者ソフトウェア、若しくは (h) ライセンサーが直接の原因となった場合を除き、ライセンシーに 媒体が当初納入された後に発生 したその他一切の原因による場合。上記は、ライセンシーが本保証に基づき有する救済のすべてを完全に記載したものです。ライセンサーは、保証期間外の保証の請求については責任を負わないもの とします。



8. 保証の否認

ライセンス・ソフトウェアをあらゆる動作環境でテストすることは不可能です。したがって、ライセンサーは、ライセンス・ソフトウェアの機能がライセンシーの要求に合致すること、ライセンス・ソフトウェアの実行が中断されないこと、あるいは、ライセンス・ソフトウェアにエラーがないことを保証するものではありません。本契約に定められた場合を除き、かつ法律により認められる範囲内で、すべての保証（市場性、品質及び目的適合性に関する 黙示の保証を含みますが、これらに限られません。）は、明示か黙示か、法定のものか否かを問わず、ライセンサー及びその供給者である第三者の責任からすべて除外されます。ライセンシーは、使用目的にかなうライセンス・ソフトウェアを選択し、インストールし、及び使用すること並びにライセンス・ソフトウェアから得られた結果に対し責任を負うことを認めます。

9. 責任の限定

ライセンサーの責任は、ライセンス・ソフトウェアに対してライセンシーが支払った金額の合計を超えないものとします。この限定は、契約違反、保証違反、過失、無過失責任、不当表示、その他の不法行為を含むあらゆる責任 原因に適用されます。本条に記載された責任の限定は、ライセンサーの供給者である第三者にも適用されます。ライセンサー及びその供給者である第三者の責任の限定は、累積的なものではありません。ライセンシーの本契約における救済は、ライセンシーの唯一の救済です。

ライセンサーもその供給者である第三者も、間接的、特別、偶発的若しくは結果的な損害、損失若しくは被害、又は逸失利益、契約、データ若しくはプログラムの紛失及び当該データ若しくはプログラムの回復費用について、当該損害の可能性について事前に連絡があった場合においても、責任を負わないものとします。

本契約も本条も、ライセンサー又はその供給者である第三者の責任を、法律によって認められない範囲で免除又は制限するものではありません。

10. ハイリスク活動への不適合

ライセンス・ソフトウェアは、耐故障性はなく、また、フェールセーフな動作が要求され、ライセンス・ソフトウェアの不良が直接又は間接に死亡、傷害又は物理的若しくは環境的な損害を惹起するような危険な環境下（核施設の操業、航空機の航行又は通信システム、航空管制、人命を直接サポートする機械又は兵器システムを含みますが、これらに限定されません。）での使用のために設計され、製造され、又は向けられたものではありません。ライセンサー及びその供給者は、特定の目的への適合性についての明示又は黙示の保証を一切否認し、かつハイリスクな状況下でのライセンス・ソフトウェアの使用について責任を一切負わないものとします。

11. 所有権

ライセンス・ソフトウェア及びその全部若しくは一部のコピーの所有権は、すべて、ライセンサー（又はその関連会社）及び、場合によっては、その供給者である第三者が保有いたします。当該所有権には、特許権、著作権、商標権、営業秘密、サービスマーク、関連する営業権並びに機密情報及び知的財産情報などのすべてが含まれます。本契約は、規定されたライセンス以外に、ライセンシーに対し、ライセンス・ソフトウェアに関するいかなる財産的利益も付与しません。本契約によって供給されるライセンス・ソフトウェアが、供給者である第三者のライセンスに基づいて提供されるマテリアルの一部を含むもの若しくはこれより派生したものである場合には、ライセンサーは当該マテリアルの選択及びライセンス・ソフトウェア作成における使用について責任を負い、当該供給者は本契約における受益者となります。

12. エンドユーザである米国政府に対する通知

ライセンス・ソフトウェアは、制限された権利で米国政府に提供されており、その補足マニュアルは、限定された権利で提供されています。米国政府による使用、複製若しくは開示は、FAR52.227-14及びDFAR252.227-7013以下若しくは、それに代わる規則の制限の対象となります。製造者は、ライセンサーである、又はライセンサーを代表する、Micro Focus (US) Inc., 9420 Key West Drive, Rockville, MD 20850です。

13. 使用許諾料、支払及び条件

ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアに適用されるエンドユーザ使用許諾料を、請求書の日付から30日以内若しくは製品注文書に記載されたこれより早い日に支払うことに同意します。エンドユーザ使用許諾料は、上記第7条又は下記の特定のライセンス・ソフトウェアに関する条件に定められている場合を除き返還不能であり、源泉徴収税を含むがこれに限定されない控除をすることなく支払うものとします。エンドユーザ使用許諾料は、適用される送料、付加価値税及びその他の適用される税金及び課徴金を含んでおらず、当該費用全額がライセンシーにより支払若しくは返済されるものとします。支払の遅延については、月1.5%の複利若しくは法律により許される最大利率がこれより低い場合には、この利息を付するものとします。

14. 関連サービス

ライセンシーはすべての適切なハードウェア及びサポートソフトウェア（オペレーティング・システムを含みます。）の取得、インストール、ライセンス・ソフトウェアの適切なインストール及び実行並びに研修について責任を負います。ライセンシーがライセンス・ソフトウェアに関するサービスをライセンサーに依頼した場合（例えば、インストール、実行、保守サービス、コンサルティング及び／又は研修サービス等）には、ライセンシーとライセンサーは、ライセンサーが書面により別段の合意をしている場合を除き、当該サービスは、ライセンサーの当該時点での標準的な条件及びレートに従うことに合意します。

15. 第三者ソフトウェア及びコンポーネント

ライセンス・ソフトウェアにはライセンシーが直接第三者よりライセンスを取得すべき第三者のソフトウェア・プログラムを含む場合があります、当該ライセンス・ソフトウェアは当該第三者の条件に従うものとします（例えば、アドビのacrobat、マイクロソフトのインターネット・エクスプローラーなど）（以下「第三者ソフトウェア」といいます。）すべての第三者ソフトウェアは、当該ライセンス・ソフトウェアのライセンサーにより提供され、ライセンサーではなく当該第三者の条件に基づいてのみ提供されます。従って、本契約に基づくライセンサー及びライセンシーの義務、責任及び権利は、当該第三者ソフトウェアには適用されません。さらに、ライセンサーは、ライセンサーの供給者である第三者により提供されたRun Time若しくはその他のエレメントを埋め込んでいます（以下「第三者コンポーネント」といいます。）。第三者コンポーネントはライセンス・ソフトウェア媒体にロードされる場合もあります。第三者コンポーネントは、本契約に基づきライセンシーに使用許諾されています。ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを使用している場合にのみ、ライセンス・ソフトウェア内の第三者コンポーネントにアクセスすることができます。ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを通じないで第三者コンポーネントに直接アクセスし、又はこれを試みてはなりません。第三者ソフトウェアは、ライセンサーの供給者である各第三者が所有権を有します。当該第三者は第三者ソフトウェアの複製物を、複製方法にかかわらず、すべて所有します。ライセンシーは、第三者コンポーネントの所有権について異議を唱えないこと、また供給者である第三者が所有する商標又はサービスマークを使用しないことに合意します。本契約において定められている、ライセンス・ソフトウェアに適用されるすべての制限、規制及び義務は、ライセンシーによる第三者コンポーネントの使用についても適用されるものとします。ライセンシーは、供給者である第三者が、ライセンス・ソフトウェア（第三者コンポーネントを含みます。）の知的財産権を保護することを目的とした、本契約の条項の第三者受益者であり、ライセンス・ソフトウェアの使用を一部制限することに合意します。

16. プライバシー

ライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが配備したコンピュータでライセンス・ソフトウェアを稼働しているものから、ライセンス・ソフトウェアのユーザに通知することなく、またこれに知られることなくデータを収集し、管理

し、若しくはモニターすることを可能とする機能を備えている場合があります。ライセンシーは、ユーザへの告知、ライセンス・ソフトウェアのユーザに関するデータ集収、プライバシー等に関する法律、規則、産業基準及び当該行為について適用されるその他の権利を遵守することを含むがこれらに限られないライセンス・ソフトウェアのユーザに関するデータの収集について唯一責任を負い、すべての責務を引き受けます。ライセンシーは、当該行為若しくはこれに関する一切の請求に関する損害、請求、損失、和解金、弁護士費用、法律費用及び裁判費用並びにその他の費用について、ライセンサーを補償し、かつ何らの損害も与えないものとします。法律により認められる範囲内で、本契約を締結することにより、ライセンシーは (i) ライセンサーが提供する様々な製品に関する情報を、当該製品が本契約に定められているものではなくても、ライセンシーに対して送付すること、 (ii) ライセンサーの顧客リスト、宣伝資料及び／又はプレスリリースにおいて、ライセンシーの名称を使用すること、及び (iii) 内部のセキュリティ及びライセンス付与を目的として、ライセンス・ソフトウェアがインストールされているコンピュータ・システムに関する情報（例えば製品バージョン、シリアル・ナンバーなど）を、ライセンサーが収集し、使用することに明示的に合意したものとします。ライセンサーは当該ソフトウェアを使用している個人を特定するために当該情報を使用しません。

17. 雑則

ライセンサーは、本契約をライセンサーのグループ会社若しくはライセンス・ソフトウェアの知的所有権の購入者に対して譲渡することができますが、本契約若しくは本契約に基づく権利はいずれの当事者によっても譲渡することはできず（支配権の変更を伴う合併、売却又はライセンシーの資産の全部又は実質的に全部の譲渡は、譲渡の意味に含まれます。）、義務は委任することができません。これを試みてもすべて無効とします。ライセンシーが米国においてライセンス・ソフトウェアを取得した場合には、本契約はメリーランド州法に準拠し、メリーランド州の裁判所の専属管轄に従うものとします。ライセンシーがフランス、ドイツ若しくは日本においてライセンス・ソフトウェアを取得した場合には、本契約はライセンシーがライセンス・ソフトウェアを取得した国の法律に準拠します。その他の国については、本契約はイングランド法に準拠します。上記の準拠法は、抵触法の規定、国際物品売買契約に関する国際連合条約にも関わらず適用します。北米における取引を除き、本契約は、上記のとおり定められた準拠法を定める国の裁判所の専属管轄に服します。本契約は、米国、英国若しくは欧州連合のコンピュータソフトウェア及び技術の輸出若しくは再輸出に関する法令及びその他の規制に従います。ライセンシーは、適用される当該規制に反してライセンス・ソフトウェア若しくは派生物を輸出し、若しくは再輸出しないことに合意します。製品注文書を除き、本契約はライセンス・ソフトウェアの使用許諾に関する当事者間の完全かつ排他的な合意の宣言であり、当事者間の口頭若しくは書面によるすべての提案、連絡、購入注文書及び本契約以前の契約に優先します。この本契約以前の契約には、ライセンス・ソフトウェアに関して当事者間で締結された以前のエンドユーザ使用許諾契約及び当該ライセンス・ソフトウェアに組み込まれたエンドユーザ使用許諾契約が含まれますが、これらに限定されません。本契約によりライセンスが付与されたライセンス・ソフトウェアのアップデート及び／又はアップグレードを、ライセンシーが適切な権限を受けた上でインストールした場合には、前のバージョン及び／又はリリースについてのライセンスは、インストールの日から30日の移行期間後に終了するものとし、アップデート及び／又はアップグレード版のライセンス・ソフトウェアについてのライセンスのみが有効となります。ライセンサーの従業員、代理店若しくは代表者は、ライセンス・ソフトウェアに関する口頭による表明若しくは保証によってライセンサーを拘束する権限を有しません。本契約に明示的に含まれていない表明若しくは宣言又は本契約の補足、変更若しくは修正は、本契約の各当事者の適法な代表者により署名された書面によって行われないう限り、いずれの当事者も拘束しません。

別紙1

A. 下記ソフトウェア商品のライセンス・オプション

Visual COBOL®、Enterprise Developer®, COBOL Server®, Enterprise Server®, Net Express®, Net Express® with .NET、Net Express® for Eclipse、Server ExpressTM、Server ExpressTM for Eclipse、Micro Focus StudioTM Enterprise Edition、Micro Focus StudioTM for COBOL Developers、Micro Focus Studio TM for ISVs、SOA Express、Micro Focus ServerTM Enterprise Edition、Micro Focus Server TM for COBOL、Micro Focus ServerTM for .NET、Micro Focus Server TM for SOA、Extend®, Relativity®, RM/COBOL®, Open PL/I、Open PL/I SQL、Open PL/I Run Time、ReUzeDeveloper、ReUze Server、XDBC、Database Connectors及びXcentrisity®（これらの一部を含む）、当該製品群に含まれるその他の製品及びライセンサーが指定したその他のソフトウェア製品を含む、マイクロフォーカスのすべてのアプリケーション開発及びアプリケーション・デプロイメント製品

1. 開発ライセンス・オプション

(a) ネームドユーザ・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを (i) 当該ライセンスの対象となる特定エンドユーザがアクセスすることのできる1マシン又は (ii) ライセンスを受けている特定エンドユーザがアクセスすることのできる1ホスト・マシン又は1サーバー（以下「ホスト・サーバー」といいます。）にインストールする権利を与えるものです。ネームドユーザ・ライセンスとは、1名の特定の者のみが各ライセンスを使用することができ、当該者はライセンス・ソフトウェアを無制限にアクセスする権限を有することを意味します。ネームドユーザ・ライセンスは、複数の同時使用ユーザに基づいておらず、特定された実際の個人ユーザに基づいています。ライセンサーは、ライセンシーに対して特定エンドユーザのリストを提供するよう随時要求する権利を留保します。ライセンシーは特定エンドユーザを無期限で変更する場合、又は当該特定エンドユーザが不在の間、臨時職員が当該ライセンス・ソフトウェアを短期的に使用することを許可する場合には、特定エンドユーザの変更を申し出ることができますが、いかなる場合においても、30日に1度以上の頻度で変更できないものとします。

(b) 同時使用ユーザのサーバー・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った、同時使用ユーザの上限数の使用のために、ライセンス・ソフトウェアを製品注文書に指定されたホスト・サーバーにインストールする権利をライセンシーに与えるものです。同時使用ユーザとは、アクセス方法にかかわらず、また当該個人がターミナル・サービスを使用するなど、ライセンス・ソフトウェアの使用者数が減るような形でハードウェア又はソフトウェアを使用していることにかかわらず、ライセンス・ソフトウェアに直接的又はその他のソフトウェア・プログラムを通じて間接的にアクセスするデバイスやその他のソフトウェア・プログラムを活発に使用する個人を意味します。ライセンシーは、ホスト・サーバー上のライセンス・ソフトウェアのみを使用し、1度に1台のホスト・サーバーからのみライセンス・ソフトウェアにアクセスすることができます。

(c) ラインズ・オブ・コード・ライセンス：ラインズ・オブ・コード (LOC) ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、使用の条件として、ライセンシーが購入したLOCの数のクレジットを含む使用カウンタ（以下「使用カウンタ」といいます。）をライセンシーが使用することを要求します。ライセンシーは、使用カウンタのインストール、コンフィギュレーション及び管理について単独で責任を負うものとします。使用カウンタは、ライセンシーが購入し、アクセスしたLOCの記録するために、ライセンシーがメータリング・コントロール・ファイルを作成することを許諾します。ライセンシーへの納入時に使用カウンタに欠陥があったことをライセンサーが納得できる証明をライセンシーが行うことができない限り、メータリング・コントロール・ファイル若しくはメータリング・トランザクション・ファイルの損失、損害、故障、破壊、不正確性、若しくは不適切な使用についてライセンシーのみが責任を負い、かかる場合には、使用カウンタを使用して既にアクセスされ、かつ記録されたLOCについて、LOCベースで追加の使用許諾料の支払を請求され得ることを、ライセンシーは本契約を以って承認し、かつ合意します。ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを使用してアクセスし、かつ使用カウンタを使用して適切に記録されたLOCについては、追加のLOC使用許諾料を負担し、若しくは支払うことなく再アクセスすることができます。但し、ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを通じてアクセスし、記録したLOCソースメンバーをアップデートすることにより、追加のLOCを作成した場合には、ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを使用して当該追加LOCにアクセスするためには、LOC使用許諾料を支払う必要があります。前払いした使用許諾料を使い切った場合には、ライセンス・ソフトウェアがまだアクセスしておらず、かつ使用カウンタを使用して適切に記録されていないLOCについて、ライセンス・ソフトウェアの使用を継続するために、ライセンシーは、追加のLOCを購入しなければなりません。前払いされた使用許諾料は、取り消し不能かつ返還不能です。

(d) スタンドアロン・ライセンス：スタンドアロン・ライセンスに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、物理的に単一のコンソールを持つ1台のコンピュータ上にインストールすることができ、そのコンソール上でオペレータが操作する形態のみ使用することができます。使用されるテクノロジーに無関係に、ネットワーク経由などによって直接または間接に、他のコンピュータからソフトウェアを使用することは許可されません。また、ミドルウェアやシステムソフトウェアによって自動起動されるバッチ形態の使用も許可されません。



2. デプロイメント・ライセンス・オプション

(a) 認定ユーザのユーザ・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った、指定された個人の総数の使用のために、ライセンス・ソフトウェアを無制限にホスト・サーバーにインストールする権利をライセンシーに与えるものです。ライセンス・ソフトウェアを (a) 指定された個人ではない者、又は (b) 指定された個人がライセンス・ソフトウェアの使用又はアクセスを必要としないソフトウェア又はハードウェアにより使用又はアクセスすることは許可されていません。指定された個人とは、ライセンシーが氏名で指定した個人であり、アクセス方法にかかわらず、また当該個人がターミナル・サービスを使用するなど、ライセンス・ソフトウェアの使用人数が減るような形でハードウェア又はソフトウェアを使用している場合にもかかわらず、ライセンス・ソフトウェアにアクセスする可能性のあるデバイス又はその他のソフトウェア・プログラムを、直接的又はその他のソフトウェア・プログラムを通じて間接的に使用することを許諾されている者です。パッチ処理 (下記 (b) (iii) に定義のとおり) など (これを含みますが、これに限定しません。)、ライセンス・ソフトウェアを個人が使用又はアクセスすることを必要としないソフトウェア又はハードウェアを通じてライセンス・ソフトウェアを使用又はこれにアクセスすることはできません。ライセンサーは、指定された個人のリストを提供するようライセンシーに随時要求する権利を留保します。ライセンシーは、特定された個人を無期限で変更する場合、又は当該特定された個人が不在の間、臨時職員が当該ライセンス・ソフトウェアを短期的に使用することを許可する場合には、特定された個人の変更を申し出ることができますが、いかなる場合においても、30日に1度以上の頻度で変更できないものとします。

(b) サーバー・ライセンス：サーバー・ベースのライセンスには3つのオプションがあります。

(i) 同時使用ユーザのサーバー・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った、同時使用ユーザの上限数の使用のために、ライセンス・ソフトウェアを製品注文書に指定されたホスト・サーバーにインストールする権利をライセンシーに与えるものです。同時使用ユーザとは、アクセス方法にかかわらず、また当該個人がターミナル・サービスを使用するなど、ライセンス・ソフトウェアの使用人数が減るような形でハードウェア又はソフトウェアを使用していることにもかかわらず、ライセンス・ソフトウェアに直接的又はその他のソフトウェア・プログラムを通じて間接的にアクセスするデバイスやその他のソフトウェア・プログラムを活発に使用する個人を意味します。パッチ処理 (下記 (b) (iii) に定義のとおり) など (これを含みますが、これに限定しません。)、ライセンス・ソフトウェアを個人が使用又はアクセスすることを必要としないソフトウェア又はハードウェアを通じてライセンス・ソフトウェアを使用又はこれにアクセスすることはできません。ライセンシーは、指定されたホスト・サーバーを、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った同等のホスト・サーバーに変更することができます。ライセンシーは、ホスト・サーバー上のライセンス・ソフトウェアのみを使用し、1度に1台のホスト・サーバーからのみライセンス・ソフトウェアにアクセスすることができます。ライセンサーから事前の書面による承諾を得ること、及び追加の使用許諾料を支払うことを条件として、ライセンシーは、ライセンシーの内部的なビジネス目的 (例えば、ライセンシーからインターネット・バンキングへアクセスすること) に関連して、一般市民及び／又はライセンシーの顧客がインターネット又はライセンシーの端末を通じて、ライセンス・ソフトウェアを使用することを許可することができますが、一般市民及び／又はライセンシーの顧客自身の内部使用のために使用することはできません。

(ii) 同時プロセス数のサーバー・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った、同時起動プロセスの上限数の使用のために、ライセンス・ソフトウェアを製品注文書に指定されたホスト・サーバーにインストールする権利をライセンシーに与えるものです。同時起動プロセスとは、ホスト・サーバー上で稼動するオペレーティングシステムが起動するプロセス、またはタスクであって、ライセンス・ソフトウェアを使用するものを意味します。ライセンシーは、指定されたホスト・サーバーを、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った同等のホスト・サーバーに変更することができます。ライセンシーは、ホスト・サーバー上のライセンス・ソフトウェアのみを使用し、1度に1台のホスト・サーバーからのみライセンス・ソフトウェアにアクセスすることができます。

(iii) CPUのサーバー・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが適用される使用許諾料を支払った、製品注文書に指定されたホスト・サーバーにライセンス・ソフトウェアをインストールし、当該ホスト・サーバー内のコア及びその他の処理デバイスの総数を上限として、ライセンス・ソフトウェアを実行する権利をライセンシーに与えるものです。当該ホスト・サーバーは、ライセンス・ソフトウェアを実行するコンピュータシステム (すなわち結合されたハードウェア) の全体を構成します (例えば、ライセンス・ソフトウェアがそのためにデザインされた互換性のあるオペレーティング・システムで、ライセンス・ソフトウェアがインストールされている、及び／又は当該システムを通じてアクセスすることができるオペレーティング・システムを稼動しているすべてのCPU、コア、ブレード及びその他の処理デバイスを意味し、当該CPU、コア、ブレード及びその他の処理デバイスの一部がライセンス・ソフトウェアにアクセス又は稼動していない場合も同様とします。)。複数のコア又は処理デバイスの中の各コア及びその他の処理デバイスは、それぞれCPUライセンスを必要とします。例えば、デュアル・コア、シングルCPUホスト・サーバーでは、2つのCPUライセンスの取得を必要とします (ブレード又はその他の処理デバイスがない場合)。ライセンス・ソフトウェアを使用できるライセンシーの内部ユーザの数は制限されておらず、その他のソフトウェア・デバイス及びハードウェア・デバイスでも使用できます。パッチ処理のための使用又はアクセスをライセンシーに許可しているのは、CPUのサーバー・ライセンスのみです。パッチ処理とは、コンピュータ・システムによって1つ以上のタスク、トランザクション又はプログラムの実行すること意味し、エンドユーザとライセンス・ソフトウェアが相互作用することなく、当該タスク、トランザクション又はプログラムが実行されることを意味します。パッチ処理には、リソースが入手されたときにジョブのキューが処理される場合も含まれ、これと対照的なのは、トランザクション処理や、対話型処理です。ライセンサーは、ライセンシーに対して、ホスト・サーバーの詳細を提供するよう随時要求する権利を留保します。ライセンシーは指定されたホスト・サーバーを変更することができますが、その場合には、新しいホスト・サーバーについて必要とされるCPU及びコア・ライセンスが、製品注文書に指定されたCPU及びコア・ライセンスの総数を超えないことを条件とします。ライセンシーは一度に1台のホスト・サーバーからのみライセンス・ソフトウェアを使用又はアクセスすることができます。ライセンシーは、そのアクセス方法にかかわらず、またターミナル・サービスなどの使用により、ライセンス・ソフトウェアを使用しているCPU、コア、ブレード又はその他の処理デバイスの数を減少させるハードウェア又はソフトウェアをホスト・サーバー、CPU又はオペレーターが使用している場合にもかかわらず、ライセンス・ソフトウェアに直接的又はその他のソフトウェア・プログラムを通じて間接的にアクセス又は使用する各ホスト・サーバーについてライセンスを購入する必要があります。ライセンサーから事前の書面による承諾を得ていること及び追加の使用許諾料を支払うことを条件として、ライセンシーは、ライセンシーの内部的なビジネス目的 (例えば、ライセンシーからインターネット・バンキングへアクセスすること) に関連して、一般市民及び／又はライセンシーの顧客がインターネット又はライセンシーの端末を通じて、ライセンス・ソフトウェアを使用することを許可することができますが、一般市民及び／又はライセンシーの顧客自身の内部使用のために使用することはできません。

(c) スタンドアロン・ライセンス：本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、物理的に単一のコンソールを持つ1台のコンピュータ上にインストールすることができ、そのコンソール上でオペレータが操作する形態でのみ使用することができます。このライセンスのもとで実行を許諾されるアプリケーションは、実行するコンピュータで稼動している Windows に、これと同じコンピュータからログインしているユーザのオペレーションによって起動されるアプリケーションのみとなります。使用されるテクノロジーに無関係に、ネットワーク経由などによって直接または間接に、他のコンピュータからソフトウェアを使用することは許可されません。また、ミドルウェアやシステムソフトウェアによって自動起動されるパッチ形態の使用も許可されません。

3. reUZE Mainframe Migration Licensing:

ライセンシーが、ライセンス契約の条項に加えて、本第3項に定める制限に従うことを条件として、次の条件を満たすコンピュータ環境においてのみMicro Focus reUZEソフトウェアをインストール及び使用することを許可します。本第3項におけるライセンス・モデルは、reUZE ソフトウェアにのみ適用されるものであり、次の制限の1つ以上を超過するライセンシーには提供されません。(i) メインフレーム・サイズの制限：Micro Focus reUZE ソフトウェアは、ライセンシーのmainframe estate (以下「ライセンシー・メインフレーム・システム」といいます。)の総合的 (collective) 性能速度が50MIPS (百万命令/秒)を超えない場合のみ、使用が許されることが明示的に定められています。ライセンシー・メインフレーム・システムでは、ライセンシーにより、又はライセンシーの利益のために所有、リース及び／又は (ライセンシー又は第三者によって) 運営されるすべてのメインフレーム・システムを含むものとします (該当するアプリケーションがマイグレートされているシステム環境も含まれます)。総合的性能速度のベンチマーク・テストは、すべての当該メインフレーム・システムの可能な性能の合計を総合的に測定するものとします。ライセンシー・メインフレーム・システムが、50MIPSの総合的性能速度を超過した場合、ライセンシーはreUZE ソフトウェアを使用することができず、ライセンシーは、ライセンサーに連絡し、コンピュータ・システムに合った適切なライセンスを問い合わせなければなりません。(ii) CPU及びコアの条件：本別紙1A、第2項 (b) (ii) の規定にもかかわらず、CPUのサーバー・ライセンスのデプロイメント商品オプションは、コア、ブレード、CPU及びその他の処理デバイスの組み合わせではなく、CPUの数により制限されます。(iii) アプリケーションの制限：reUZE ソフトウェアの使用は、ライセンシーが特定のアプリケーションにおいて使用することに明示的に制限されています。当該アプリケーションは、製品注文書の書面をもって指定されます。

B. 下記ソフトウェア商品のライセンス・オプション：

OnWebTM、RUMBATM、ViewNowTM、Modernization WorkbenchTM、Analyzer ExpressTM、Analyzer Architect TM、Business Rule Manager TM、Enterprise View Express TM、Data ExpressTM、Mainframe Express Enterprise Edition Data

ExpressTM、Modemisation Workbench Data Express®, OPTIMAL TRACE®, QACENTER®, QADIRECTOR®, QALOAD®, QARUN®, RECONCILE®, TESTPARTNER®, TRACKRECORD®, CARS®, TEST FACTORYTM、DEVPARTNER®（これらの一部を含む）、当該商品群の商品及びライセンサーが示すその他のソフトウェア商品

1. ワークステーション・ライセンス： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、スタンドアロンワークステーションにおいて、ライセンス・ソフトウェアのコピー1部をインストールし、使用する権利をライセンスに与えるものです。ライセンスは (i) 1名以上のユーザがライセンス・ソフトウェアのコピーを使用することを可能にする、ネットワークに接続したワークステーション（例えばサーバー等）にライセンス・ソフトウェアをインストールしてはなりません。また、(ii) 1度に1台以上のスタンドアロンワークステーションにおいて当該ライセンス・ソフトウェアを使用してはなりません。ライセンスは、ライセンス・ソフトウェアを別のスタンドアロンワークステーションに移動し、当該スタンドアロンワークステーションで使用を再開することができますが、元のスタンドアロンワークステーションからライセンス・ソフトウェアのすべてのコピーが削除されることを条件とします。また、当該移動は30日に1度以上の頻度で行うことができないものとします。

2. ネームドユーザ・ライセンス： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンスがライセンス・ソフトウェアを (i) 当該ライセンスの対象となる特定エンドユーザがアクセスすることのできる1台のマシン又は (ii) ライセンスを受けている特定エンドユーザがアクセスすることのできる1台以上のホスト・マシン又はサーバーにインストールする権利を与えるものです。ネームドユーザ・ライセンスとは、1名の特定の者のみが各ライセンスを使用することができ、当該者は無制限にライセンス・ソフトウェアにアクセスする権限を有することを意味します。ネームドユーザ・ライセンスは同時使用ユーザに基づいておらず、実際の特定のユーザに基づいています。ライセンサーは、随時ライセンスに対して特定エンドユーザのリストを提供するよう要求する権利を留保します。ライセンスは特定エンドユーザを無期限で変更する場合、又は当該特定エンドユーザが不在の間、臨時職員が当該ライセンス・ソフトウェアを短期的に使用することを許可する場合には、特定エンドユーザの変更を申し出ることができますが、いかなる場合においても、30日に1度以上の頻度で変更できないものとします。

3. データ量： 本オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンス・ソフトウェアとともにライセンスが付与された該当するモジュール又は拡張機能のそれぞれについて、製品注文書に記載したデータ量（テラバイト）のライセンス・ソフトウェアを使用する権利をライセンスに与えるものです。データ量は、ライセンス・ソフトウェアによるデータ削減処理又はその他が適用される前の、ライセンスがライセンス・ソフトウェアを使用して処理するライセンス・ソフトウェアのプロダクション・データの元の量として計測します。同じデータ・ソース（データベース・テーブル又はファイルと定義します。）及びデータは、ライセンス・ソフトウェアによって処理するデータ総量に対して1回以上カウントすることなく、複数回処理することができますが、追加のデータ及び／又はデータ・ソース（元のデータ・ソースに新規又は追加された量）はデータの総量に対して累積的にカウントされます。

4. 同時使用ユーザ・ライセンス： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンスが適用される使用許諾料を支払った、同時使用ユーザの上限数の使用のために、ライセンス・ソフトウェアを指定されたホスト・サーバー（上記に定義したとおり）にインストールし、1コピーを使用する権利をライセンスに与えるものです。ライセンスはホスト・サーバーに無制限の数のワークステーションを接続することができますが、ライセンス・ソフトウェアにアクセスすることのできるユーザ総数は、ライセンサーが製品注文書において明示的に許可した同時使用ユーザ数に限定されます。ライセンサーが1名以上の同時使用ユーザの接続をライセンスに明示的に許可している場合を除き、同時使用ユーザの総数は1名とします。

5. 負荷分散コンフィギュレーションのある同時使用ユーザ： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、負荷分散デバイスによりサポートされる各サーバーに1つのライセンス・ソフトウェアをインストールし、使用する権利をライセンスに与えるものです。ライセンスは負荷分散デバイス及び接続サーバーに複数のワークステーションを無制限に接続することができますが、ライセンス・ソフトウェアにアクセスすることのできるユーザ総数は、ライセンサーが製品注文書において明示的に許可した同時使用ユーザ数に限定されます。ライセンサーが1名以上の同時使用ユーザの接続をライセンスに明示的に許可している場合を除き、同時使用ユーザの総数は1名とします。

6. サーバー・ベースのシン・クライアント・ライセンス： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンス・ソフトウェアのサーバー部分のコピーを1台のサーバーにインストールし、使用する権利をライセンスに与えるものです。ライセンス・ソフトウェアのサーバー部分のインストールにより、シン・クライアント・コンポーネントのインストールも必要になる場合には、ライセンスは、製品注文書に指定された各シン・クライアント・ライセンスについて、適用される使用許諾料を支払ったものについて、ライセンス・ソフトウェアのシンクライアント部分を1台のワークステーションにインストールし、使用することができます。

7. プロセッサ容量ライセンス： 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、製品注文書に指定されたホスト・サーバーの各CPU内のコア及びその他の処理デバイスの数の分だけ、ライセンス・ソフトウェアをインストールする権利を与えるものです。ライセンスは指定された1台のホスト・サーバーとのコミュニケーションを可能にするために、1人のユーザのコンピュータにライセンス・ソフトウェアを無制限にインストールすることができます。ライセンスはライセンサーの事前の書面による承諾及び適用されるすべての費用の支払なしで、複数のホスト・プロセッサにライセンス・ソフトウェアをインストールすることはできません。

C. 下記ソフトウェア商品のライセンス・オプション：

CaliberRMTM、TeamDefineTM、Together®, StarTeam®, TempoTM、TeamDemand®, TeamFocusTM、TeamAnalytics®, TeamInspectorTM、SilkCentral®, Test ManagerTM、SilkTest®, Silk4JTM、SilkPerformer®（これらの一部を含む）、当該商品群の商品及びライセンサーが示すその他のソフトウェア商品

ライセンスの種類にかかわらず、ライセンス・ソフトウェアの各コピーには (i) サーバーと呼ばれる、コンピュータにおけるサービスを提供するソフトウェア（以下「サーバー・ソフトウェア」といいます。）及び (ii) サーバー・ソフトウェアが提供するサービスへコンピュータ又はワークステーションがアクセス、使用できるようにするソフトウェア（以下「クライアント・ソフトウェア」といいます。）が含まれます。取得したいいずれのタイプのライセンスについても、ライセンスはサーバー・ソフトウェアを1台のコンピュータにインストールすることができます（サーバー・ソフトウェアを稼動するコンピュータは「サーバー」といいます。）。インストールすることのできるクライアント・ソフトウェアの数は、以下のとおり、取得したライセンスの種類により決定されます。

1. ネームドユーザ： ネームドユーザ・ライセンスとは、購入したネームドユーザのライセンス（以下「ネームドユーザ・ライセンス」といいます。）につき、ライセンスの組織から1名の指定された者（以下「ネームドユーザ」といいます。）のみにライセンス・ソフトウェアの使用を許可できることを意味します。上記のネームドユーザ・ライセンスは、購入されたネームドユーザのライセンス数に等しい数のユーザによるアクセス及び使用のためとします。各ネームドユーザについて、ライセンスは、クライアント・ソフトウェアを5台のコンピュータまでインストールできますが、ライセンス・ソフトウェアを使用できる個人はネームドユーザのみであることを条件とします。

2. 同時使用ユーザ： 同時使用ユーザ・ライセンスとは、ライセンス・ソフトウェアが、ライセンスが同時ライセンスを購入した数の同時使用ユーザの数だけ、ライセンス・ソフトウェアが使用されること、及びライセンスによるライセンス・ソフトウェアの使用（クライアント・ソフトウェア及びサーバー・ソフトウェアにおける使用の両方）がテリトリー内におけるコンピュータ又はマシンでのテリトリー内に身体的に存在するユーザによる使用であることを条件として、ライセンスがクライアント・ソフトウェアを合理的な数のコンピュータ又はマシンにインストールできることを意味します。上記のライセンスは、ライセンスが適用される使用許諾料を支払った同時使用ユーザ数のみのアクセス及び使用を許諾するものです。本項において「使用」又は「使用されている」とは、ライセンス・ソフトウェアが当該コンピュータのRAMにロードされたときに、コンピュータ又はマシンで「使用されている」ものとし、「アクセス」とは、ライセンス・ソフトウェアを使用、コピー又は稼動できることを意味します。ライセンス・ソフトウェアは、テリトリー外にあるコンピュータ又はマシンで共有し、又は使用することはできず、また、テリトリー外のユーザが使用し、又はアクセスすることを許可する方法で共有し、又は使用することはできません。テリトリーとは、ライセンス・ソフトウェアを使用することのできる、地理的地域を意味します。テリトリーにおける使用は、適用される輸出規制の対象となります。テリトリーは、下記に定義する、アメリカ・テリトリー、EMEAテリトリー及びAsiaPacテリトリーの3つのうち、1つのテリトリーのみとします。製品注文書に別段の指定がある場合を除き、テリトリーは、ライセンサーの主たる事業拠点に基づき決定されます。地理的テリトリーは (i) 北米及び南米の境界線内にある地理的地域を含み、これに限定される「アメリカ・テリトリー」、(ii) EU諸国、スイス、ノルウェー、ジャージー、ガーンジー、マン島、アイスランド、モナコ、アンドラ、リヒテンシュタイン、サンマリノ、アルバニア、旧ユーゴスラビア諸国、イスラエル、トルコ、アラブ中東諸国、旧ソ連のすべての国、アフリカ、マダガスカル、南インド洋諸国を含む、ヨーロッパ、中東、アフリカの境界線内にある地理的地域を含み、これらに限定される「ヨーロッパ、中東及びアフリカ地域」若しくは「EMEA地域」、又は (iii) 韓国、日本、中国、台湾、香港、マカオ、インド、モルジブ、パキスタン、ミャンマー、ネパール、ベトナム、バングラデッシュ、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、イースト・チモール、フィリピン諸島、ブルネイ、パプア・ニューギニア、太平洋諸島、オーストラリア及びニュージーランドを含む、アジア及びオーストラリア／太平洋の境界線内にある地理的地域を含み、これらに限定される「アジア太平洋地域」又は「AsiaPacテリトリー」です。



3. 仮想ユーザ (SilkPerformerのみ) 「仮想ユーザ」とは、トランザクション又は作業順序を実行する特定の個人ユーザのシミュレーションを意味します。仮想ユーザは、クラス別に資格が与えられ、ノード・ロック又は同時使用ユーザ・ベースでライセンスを与えられます。仮想ユーザが、ノード・ロック・ライセンスを付与されている場合（以下に定めたとおり）（以下「ノード・ロック仮想ユーザ・ライセンス」といいます。）には、当該仮想ユーザは、当該仮想ユーザがライセンスを受けている特定のシステムのみでのライセンス・ソフトウェアのマルチ・マシン・コントローラー（以下「MMC」といいます。）と関連付けることができます。仮想ユーザが同時使用ユーザ・ライセンスを付与されている場合（以下に定めたとおり）（以下「同時仮想ユーザ・ライセンス」といいます。）には、当該仮想ユーザは許可されたMMCの一度のインスタンス化と関連付けることができますが、当該インスタント化の実行時にその他のMMCのインスタント化について同時に関連付けることはできません。一例として、もし50の仮想ユーザが同時使用ユーザ・ベースでライセンスを付与されている場合には、ライセンスは、すべての50 ユーザを1つのMMCインスタント化と同時に関連付けることができ、又は20のユーザを1つのMMCインスタント化と関連付け、30を2つ目のMMCインスタント化と関連付けることができますが、例えば、30のユーザを2つのMMCインスタント化と同時に関連付けることはできません。「ウェブ仮想ユーザ」とは、添付のリリース・ノートに定める共通のウェブ・プロトコルを使用して、基本的なウェブ・ベースのアプリケーションにおいてのみアクションを行うことに制限されている仮想ユーザを意味します。「標準仮想ユーザ」とは、ウェブ仮想ユーザのすべての権利を有する仮想ユーザであり、追加的に、一定のクライアント・サーバー、データベース及び添付のリリース・ノートに定めるその他のプロトコルを使用することのできる仮想ユーザを意味します。「プレミアム仮想ユーザ」とは、標準仮想ユーザのすべての権利を有する仮想ユーザであり、添付のリリース・ノートに定めたとおり、追加的にパッケージ 第三者アプリケーションの一定のプロトコル及びcomplex enterprise technologiesを使用することのできる仮想ユーザを意味します。ノード・ロック仮想ユーザ・ライセンス及び同時仮想ユーザ・ライセンスは、ライセンス・ソフトウェアのMMC及びService Analysis Module（以下「SAM」といいます。）について提供することができます。ノード・ロック仮想ユーザ・ライセンスでは、ライセンスは、ライセンス・ソフトウェアをオブジェクトコード形式で1つのコンピュータにおいてプロダクション・ベースで使用することができ、該当する製品注文書において指定されたユーザ数（それぞれ「ノード・ロック・ユーザ」といいます。）を超えない数のユーザに、ライセンス・ソフトウェアを使用し、アクセスすることを許可することができます。ユーザ数が指定されていない場合には、ユーザ数は1名とします。同時仮想ユーザ・ライセンスとは、上記の同時使用ユーザ・ライセンス・オプションと同じ意味を有します。

注 (i) 多重化 (Multiplexing) ソフトウェア：マルチプレクサやレプリケータなど、ライセンス・ソフトウェアに直接接続しているユーザの数を減少させるために1つ以上の外部ツールの使用することは、ライセンスがすべてのユーザについてライセンスを取得することを免除するものではありません。例えば、ライセンス・ソフトウェアに直接接続しているユーザ数、ライセンス・ソフトウェアを使用しているライセンスの組織内のネームドユーザ数又は同時使用ユーザ数を減少させるために、多重化又はコネクション・プーリングのソフトウェア又はハードウェアを使用した場合には、多重化又はコネクション・プーリングのフロントエンドの明らかなインプット数でユーザ数を計測するものとし、ライセンスはこの数に等しいネームドユーザ・ライセンス又は同時使用ユーザ・ライセンスを購入するものとします。ライセンスがレプリケータ・ソフトウェアを使用する場合には、ライセンスは本契約において明示的に定められていない方法でライセンス・ソフトウェアを使用し、又はライセンスを共有することはできません。(ii) API: ライセンス・ソフトウェアをアプリケーション・プログラミング・インターフェース（以下「製品API」といいます。）と呼ばれる第三者アプリケーションのユーザは、ライセンス・ソフトウェアに接続する有効なライセンスを必要とします。ライセンスは、製品APIを解析、デコンパイル、又は逆アセンブルしてはならず、また他者にもこれを行わせなくてはなりません。製品APIを含む商品の流通は、別途流通ライセンスを必要とし、当該ライセンスは、本契約により付与されるものではありません。(iii) Team Inspector: Team Inspectorはネームドユーザ・ベースでのみライセンスを付与されます。(iv) Connector: 当該ライセンス・ソフトウェアについて購入されたライセンスは、別途ライセンス及び注文されるTeamAnalytics と併せてのみ、数量を制限されることなく、当該ソフトウェアを使用することを許諾します。

D. 下記ソフトウェア商品のライセンス・オプション：

AppServerTM及びVisiBroker®を含むすべてのアプリケーション・ミドルウェア商品（これらの一部を含む）当該商品群に含まれるその他の商品及びライセンサーが指定したその他のソフトウェア商品

1. 開発ライセンス・オプション

(a) ネームドユーザ：ライセンスの独自のアプリケーション・プログラム及びライセンス・ソフトウェアと使用するために設計されたその他の成果物（以下「本成果物」といいます。）を、ソース又はオブジェクトコード形式で、開発、コンパイル（バイト・コード・コンパイルを含みます。）及びテストするために、ライセンスは、各ネームドユーザ・ライセンスにつき、ライセンスの組織に所属する1名の使用のために、1台のコンピュータにライセンス・ソフトウェアをインストールし、実行することができます。ライセンスが有効なデプロイメント・ライセンスを下記の通り購入していない限り、ライセンスはプロダクション・ベースでライセンス・ソフトウェアを展開又は使用してはなりません。ライセンス・ソフトウェアは、デプロイメント・ライセンス・キーなしに、一定の期間以上ランタイム環境でライセンス・ソフトウェアを展開されることを防ぐために、一定のタイム・アウト機能を備えています。デプロイメント・ライセンス・キーはライセンスが必要なデプロイメント・ライセンスを購入したときに、ライセンスに提供されます。ライセンス・ソフトウェアを使用して作成された本成果物は、実行するためにライセンス・ソフトウェアを必要とする場合があります。必要とされるデプロイメント・ライセンス・キーを取得しない場合には、ライセンス・ソフトウェアは動作しなくなり、本成果物は実行されなくなります。したがって、その結果としてデータが失われないよう、ライセンスは予め対策を講じることをお勧めします。

2. デプロイメント・ライセンス・オプション

(a) サーバー／CPU: 各サーバー／CPUデプロイメント・ライセンスについて、ライセンスは、該当する製品注文書に指定された数以下のCPUを有する、製品注文書に指定されたプラットフォームで稼動している1つのサーバー・ハードウェア・ユニットにおいて、オブジェクトコード形式でライセンス・ソフトウェアをインストール及び実行することができ、数は限定しない同時使用ユーザがインストールされたライセンス・ソフトウェアにアクセスすることを許可することができます。ライセンスは、定められた数以上のCPUを有するデバイスにライセンス・ソフトウェアをインストールし、又は実行することはできず、ライセンスは、該当するサーバー／CPUデプロイメント・ライセンスに基づき、1台超のコンピュータにライセンス・ソフトウェアをインストールし、又は実行することはできません。ライセンスは、サーバー又はクライアントとして、ライセンス・ソフトウェアを使用し、展開することができます。ライセンス・ソフトウェアを「サーバー」として使用するとは、様々な通信チャネルを通じて、1台以上のリモート・コンピュータとの自動的な情報交換を管理運営することを意味します。ライセンス・ソフトウェアを「クライアント」として使用するとは、サーバーとの情報伝達を促進するためにライセンス・ソフトウェアを稼動することを意味します。クライアントはサーバーとして稼動すること又はその機能を果たすことはできません。クライアントは同時に最大10までのコールバックを行うことができます。クライアントは、以下の値についてはPOA (Portable Object Adapter) ポリシーを設定することはできません。

これらの制限や規制及び製品注文書に定めるその他の制限や規制にしたがって、ライセンスはクライアントを複数のコンピュータにインストールすることができ、その数は無制限とします。サーバー／CPUデプロイメント・ライセンスを購入することなく、クライアントを展開する権利はライセンスには与えられません。

E. その他のライセンス・オプション

1. System Partitioning /LPAR/IFL：ライセンス・ソフトウェアは論理区画 (LPAR) 及び／又はIFL (Integrated Facility for Linux) を組み込んだコンピュータ・システムでのインストール及び使用のためにライセンスを付与される場合がありますが、その場合には、ライセンサーが書面をもって明示的に当該権利をライセンスに対して与えていること、及びライセンスが本項に定める制限に従うことを条件とします。本第1項におけるライセンス・モデルは、サーバー型ライセンスにのみ適用され、システム・リソース（例えばコアやCPU）が縮小可能又は多様なコンピュータ・システムには提供されません（例えばPay Per Use又はPay Per Forecastモデルには提供されません。）。

(a) 論理区分 (LPAR)：ハードパーティションのあるコンピュータ・システム（例えばホスト・サーバー）のライセンス条件は、以下の通り決定されます。

(i) ハード・パーティション：ハード・パーティションは、物理的なパーティションを使用して、単独の大きなサーバーを物理的に区分することにより設定し、ライセンス・ソフトウェアを使用するホスト・サーバーを分離され、独立したより小さなシステムにします（つまり、分離された各システムは、独自のCPU、オペレーティング・システム、独立したブート・エリア、メモリ、インプット／アウトプット・サブシステム及びネットワーク・リソースを有した物理的に独立した、内蔵型のサーバーとして機能します。）。ハード・パーティションの例としては、Dynamic System Domains (DSD) -- Dynamic Reconfiguration (DR) を使用、Solaris 10 Containers (capped Containersのみ)、LPAR (adds DLPAR with AIX 5.2)、Micro-Partitions (capped partitionsのみ)、vPar、nPar、Integrity Virtual Machine (capped partitionsのみ)、Secure Resource Partitions (capped partitionsのみ)、及びStatic Hard Partitioningなどがあります。ライセンス・ソフトウェアを稼動するために使用するホスト・サーバーを設置するため、ハード・パーティションが使用されたコンピュータ・システムについては、

当該ホスト・サーバーを分離された、独立したコンピュータ・システムとみなして、本第1項の条件にしたがってライセンスが付与されます。例えば、コンピュータ・システム全体としては8コア／CPUが存在するが、ライセンス・ソフトウェアの使用には4コア／CPUのみがハード・パーティションされている場合には、ライセンシーは当該ハード・パーティションで区分されたシステムの4コア／CPUについてのみライセンスを取得すれば足りるものとします。

(b) Integrated Facility for Linux (「IFL」) : Integrated Facility for Linux 又はIFLホスト・サーバーは、当該IFLホスト・サーバーが一般使用から隔離され、Linuxオペレーティング・システムのみを使用し、Linuxアプリケーションのみを稼動し、その他のOSやアプリケーションを稼動しない専用のホスト・サーバーを使用して設置されます。ライセンス・ソフトウェアを稼動するために使用するIFLホスト・サーバー・コンピュータ・システムについては、当該IFLホスト・サーバーを分離された、独立したコンピュータ・システムとみなし、本第1項の条件にしたがってライセンスが付与されます。例えば、コンピュータ・システム全体としては8コア／CPUがある場合で、IFLホスト・サーバーが4コア／CPUのIFLコンピュータ・システムであるときで、IFLシステムがライセンス・ソフトウェアを使用している唯一のシステムであるときには、ライセンシーはIFLホスト・サーバー・システムの4コア／CPUについてのみライセンスを取得すれば足りるものとします。

(c) LPAR 及びIFLホスト・サーバー認証Host Server Verification : ライセンシーは、本契約締結後にライセンサーが合理的に要求した場合には、ライセンサーに対し、ライセンシーのコンピュータ・システムが上記第1項(a)及び(b)に定めるLPAR及び／又はIFLライセンス条件を満たしていることを示した確認書を提供するものとします。当該確認書は、ライセンシーのディレクター又はオフィサーが署名するものとし、ライセンサーが合理的に要求する、ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを本契約にしたがって使用しているということを確認できるその他の情報も添付するものとします。上記の権利は、ライセンサーの本契約第3条に基づく権利に追加的なものです。

2. 評価用ライセンス・オプション : 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーに対して、開発、商用又は生産以外の目的で、1台のコンピュータ・システムにおいてライセンス・ソフトウェアを評価及びテストする目的のみで、ライセンス・ソフトウェアをライセンシーの組織において一定期間使用することを許可するものです。ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを複製若しくは配布することはできません。ライセンス・ソフトウェア上又はこれを使用したライセンシーのベンチマーク又はその他のパフォーマンス・テストの結果は、ライセンサーの事前の書面の承諾がない限り、第三者に開示することはできません。当該評価期間中又は評価期間終了後、ライセンシーは、ライセンサーに対して書面で通知し、適用される使用許諾料を支払うことにより、評価用ライセンスを、別紙1に記載した適用されるオプションに基づきライセンス・ソフトウェアを使用するライセンスに随時置き換えることができます。ライセンシーが当該通知を行わない場合には、評価用ライセンスは、評価期間終了後自動的に終了し、ライセンシーは、ライセンサーが指示した場合には、当該ライセンス・ソフトウェアをすべて削除、破棄し、当該削除及び破棄が完了したことを、ライセンサーに書面で通知します。ライセンサーは、評価期間の終了前にライセンシーから評価期間延長の要請と、その理由を記載した書面による通知を受け取った場合には、ライセンサーの裁量により、ライセンシーに対して期間延長を許可することができます。ライセンサーは、合意した期間延長の詳細について、ライセンシーに書面で通知します。ライセンサーが、使用許諾料を請求することなく提供するライセンス・ソフトウェアは、書面により別途合意がある場合を除き、評価用ライセンス・オプションに基づき提供されたものとみなします。ライセンサーが書面によりその他の期間を定めていない場合には、評価期間は30日間とします。評価用ライセンス・オプションに基づき提供されたライセンス・ソフトウェアに関連して、本契約に本項に反する規定がある場合には、本項を優先して適用します。

3. テスト用ライセンス・オプション : 本ライセンス・オプションに基づき提供されるライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーに対して、1台のコンピュータ・システムにおいて内部的にテストを行う目的に限定してライセンス・ソフトウェアを使用する、限定的なライセンスを付与するものです。いかなる場合においても、ライセンシーはライセンス・ソフトウェアを開発、商用又は生産目的で使用することはできません。また、ライセンシーはライセンス・ソフトウェア又はライセンス・ソフトウェアに基づき作成されたソフトウェア・アプリケーション・プログラムを、複製又は配布することはできません。当該ライセンス・オプションに適用される使用許諾料は、テストされるアクセス又は使用の内容に基づき決定されます。例えば、パッチ処理テストは、CPUのライセンサー・サーバー・ライセンスに適用される使用許諾料を必要とします。ライセンス・ソフトウェア上若しくはこれを使用したライセンシーのベンチマーク又はその他のパフォーマンス・テストの結果は、ライセンサーの事前の書面の承諾がない限り、第三者に開示することはできません。ライセンシーが、ライセンシーの内部的テスト以外の目的でテスト用ライセンスを使用した場合には、テスト用ライセンスは事前に通知することなく自動的に終了します。終了した場合には、ライセンシーは、適用される転換手数料を支払うことにより、終了したテスト用ライセンスを上記の標準ライセンスタイプに転換することができます。テスト用ライセンス・オプションに基づき提供されたライセンス・ソフトウェアに関連して、本契約に本項に反する規定がある場合には、本項を優先して適用します。

## 別紙2 特定のライセンス・ソフトウェアに関する条件

下記の条項は、下記に指定したライセンス・ソフトウェアに適用し、本契約の条項と矛盾する場合には、下記の条項が優先します。

NET EXPRESS®, SERVER EXPRESSTM, MICRO FOCUS STUDIOTM, MICRO FOCUS SERVERTM, EXTEND®, RELATIVITY®, RM/COBOL®, REUZE DEVELOPER, OPEN PL/I及びXCENTRISITY®のすべてのバージョン :

本ライセンス・ソフトウェアについて、ライセンシーは (i) 内部での開発目的、又は (ii) 別紙1に両オプションを定めるとおり、ライセンス・ソフトウェア商品の全部又は一部を使用してライセンシーが作成したソフトウェア・アプリケーション・プログラムを、ライセンシーのアプリケーション・ソフトウェア商品 (以下「ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェア」といいます。) の一部として、内部的に複製又は配布する目的で、ライセンス・ソフトウェアを使用するオプションを有しています。上記のオプション (ii) が選択された場合には、ライセンシーは (a) ライセンス・ソフトウェアについてのライセンサーの著作権表示を製品ラベル及びライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアのサインオン・メッセージの一部として表示するものとし、ライセンシーは、当該ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの使用又は配布により生じた、弁護士費用、訴訟費用及び裁判費用などを含む請求や訴訟について、ライセンサー及びその供給者である第三者を補償し、何らの損害も与えず、かつ防御するものとします。ライセンシーは、ライセンサーと別途販売契約を締結後、ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアを複製し、配布することができます。ライセンス・ソフトウェアの使用及び配布は、ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの明示的な販売及びソフト・アプリケーション・プログラムにリンクされた場合におけるその機能性の黙示的な配布及び使用の両方により発生します。ライセンス・ソフトウェアのライセンスの付与は、コンパイラ、インタプリタ、若しくはRun Times支援製品の作成のためにソフトウェアの一部として提供されたアプリケーション・サーバー・ファイルを使用し、又は複製し、及び配布することを許諾するものではありません。ライセンサーは、第三者に対する配布に関する個別の製造ライセンス・オプションを用意しており、その内容はライセンシーが支払う使用許諾料によって異なります。詳細については、ライセンサーの販売代理店までお問い合わせ下さい。

MAINFRAME EXPRESS® ENTERPRISE EDITION.

(i) Mainframe Express Enterprise Edition (Mainframe Expressなど、以前のバージョンを含むすべてのバージョン及び版を含みます。) がライセンス・ソフトウェアである場合には、Mainframe Express Enterprise Editionは開発目的のみ使用することができます。ライセンシーは Mainframe Express Enterprise Editionを製造目的で使用してはならず、またライセンス・ソフトウェアのMainframe Accessの部分を、別途ライセンスされたライセンス・ソフトウェアから製造目的で使用又はアクセスしてはならないが、ライセンサーの商品であるMainframe Accessが別途ライセンスからライセンスが付与されている場合はこの限りではなく、その場合には、Mainframe Express Enterprise Editionの一部として含まれているMainframe Access 商品はMainframe Express Enterprise Edition の認定エンドユーザの数をサポートするために必要な数のホスト (保守サービス) マシンにインストールすることができます。

(ii) Mainframe Express Enterprise Editionがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンス・ソフトウェアにはコンポーネント・ジェネレーターが含まれます。コンポーネント・ジェネレーターを使用して作成されたコンポーネントを使用するために、ライセンシーは、使用許諾料を支払わなければなりません。当該使用許諾料の支払い後に、ライセンサーは付与されたライセンスに応じてコンポーネントを使用する権利を与える属人的、非独占的、かつ譲渡不能なライセンスをライセンシーに付与します。ライセンサーは、コンポーネント・ジェネレーターの一部として供給されたテンプレート、ウィザード又は類似の機能により記述されたコンピュータ・コード (以下「記述コード」といいます。) のすべての所有権 (すべての関連する特許権、著作権、商標権、営業秘密、サービスマーク、関連する営業権、秘密情報及び知的所有権情報を含みます。) を保有します。疑義を避けるため付言すると、記述コードは、アプリケーション・サーバー・ファイルを含みません。ライセンシーは、記述コードに加えたすべての修正の所有権を保有しますが、本項はいかなる意味においてもライセンシーに以下の事項を制限又は防止しうる権利を与えたものと解



釈されてはなりません。(i) ライセンサーが、現に又は将来所有するソフトウェア製品の使用許諾を行うこと、又は第三者に現に又は将来供給するサービスの提供を行うこと、(ii) ライセンサー又は他のコンポーネント・ジェネレーターの使用者が、同一又は類似の記述コードを記述し又は使用すること。ライセンサーはライセンシーに対し、無期限の、譲渡可能な、非独占的な、使用料不要の、ライセンシーが加えた修正とともにオブジェクトコードの形式で記述コードを複製し配布する権利を付与しますが、ライセンシーは、ライセンシー自身がコンポーネント・ジェネレーターを使用して作成したライセンス・ソフトウェアのアプリケーションに関し、その一部として記述コードを配布するものとし、かつ、ライセンシーによるライセンス・ソフトウェアのアプリケーションは、記述コードに重要かつ基本的な機能を付加したものでなくてはならないものとします。

MICRO FOCUS STUDIO、REUZE DEVELOPER及びNET EXPRESSのすべてのバージョン

本ライセンス・ソフトウェアについて、

(i) マイクロソフトWIN32 SDKにおけるインターネット・ショートカット・サポートDLL (URL・DLL) の再販売ソフトウェアに含まれることのあるマイクロソフトWin32 SDKの一部として提供される「URL・DLL」のファイルを配布する権利を取得するためには、ライセンシーはマイクロソフトWin 32 SDK内の/license/win32sdk.txtにあるマイクロソフトWin32 SDKエンドユーザ・ライセンシー・ソフトウェア・ライセンス契約をプリントアウト、署名し、ワシントン州 98052-6399 レッドモンド、ワシントン・マイクロソフト・ウェイ、5-2ビル Win32 SDKプログラム係 マイクロソフト・コーポレーションへ返送しなければなりません。URL.DLLは、将来のウィンドウズ若しくはウィンドウズNTの新バージョンの一部として含まれることがあります。マイクロソフトによるURL.DLLをウィンドウズ若しくはウィンドウズNTに含めたことの通知がなされた場合には、ライセンシーは、アプリケーションをアップグレードし、URL.DLLを含まないものとし、その後6ヶ月以内の合理的な期間内にURL.DLLの販売を中止するものとします。

(ii) VSIP-SDK を含むMicrosoft Visual Studio Technology 及びVisual Studio .NET Premier Partner Edition (以下「VSNソフトウェア」といいます。)の使用

VSNソフトウェアはライセンス・ソフトウェアに同封されたVSNソフトウェアエンドユーザ使用許諾契約(以下「VSN EULA」といいます。)に基づき提供され、これに準拠します。ライセンシーはVSNソフトウェアを使用する前に、VSN EULAに拘束されることに合意しなければなりません。ライセンシーは、VSIP-SDKに文書化されたインターフェイスを使用するパッケージをホストする目的以外で、Visual Studio.NET以外の開発環境を可能にするため、又はVSNソフトウェアの拡張又はラッパー又はライセンス・ソフトウェアとVSNソフトウェアの間のインターフェイスを開発又は配布するために、VSIP-SDKの情報／コンテンツを使用してはならず、他者にそのような使用を許可することできません。

ACADEMIC EDITIONS／ユーザ：

ライセンス・ソフトウェアがライセンサーのACTION プログラムに基づきライセンスが付与されたものである場合には、上記の条件に加えて、下記の条件が適用されます。

(i) ライセンシーはライセンス・ソフトウェアを教育、研修又は学術的リサーチ活動以外の目的でライセンス・ソフトウェアを使用することはできません。

(ii) ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを複製してはならず、また、ライセンサーから明確な許可を得ることなく、ライセンス・ソフトウェアを配布、移譲又は譲渡することはできません。

(iii) ライセンスの管理： ライセンシーが、ライセンス・ソフトウェアを指導目的で使用している学術機関である場合には、ライセンシーはライセンサーの提供するガイドラインにしたがって、ライセンサーが提供するライセンス・サーバーを通じて、すべての生徒用ライセンスを管理します。ライセンシーは、各期間中にライセンシーが発行したライセンス数を記載した報告書を、ライセンサーの要求に応じて提供することに合意します。

(iv) CALIBERRMTM、TEAMDEFINETM、TOGETHER®、STARTEAM®、TEMPOTM、TEAMDEMAND®、TEAMFOCUSTM、TEAMANALYTICS®、TEAMINSPECTORTM、SILKCENTRAL®、TEST MANAGER™、SILKTEST®、SILK4J™、SILKPERFORMER® APPSERVER™又はVISIBROKERがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーが生徒又はインストラクターとして、直接かつ個人的に参加しているコンピュータ・プログラム及び／又はソフトウェア・トレーニング・コース(以下「コース」といいます。)の限定された範囲において、指示を提供又は受ける際のライセンシーの個人的な使用目的でのみ使用することができます。ライセンス・ソフトウェアはコースのその他の参加者との間で、教育又は研修を目標としてのみ使用することができます。ライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーがコースのインストラクターである場合を除き、商業的、ビジネス、政治 的又は組織的な目的で使用することはできません。

NET EXPRESS PERSONAL EDITION：

Net Express Personal Editionがライセンス・ソフトウェアである場合には、上記に加えて、下記の条件が適用されます。

(i) ライセンシーは、個人的な教育及び非商業的な活動以外の目的で、ライセンス・ソフトウェアを使用してはなりません。ライセンス・ソフトウェアは研修又は教育目的で使用してはなりません。

(ii) ライセンシーは1つのアプリケーションに2200行の手続き型コード(procedural code)(コメント及び／又は空白のある行を除く)のあるアプリケーションのソースコードをコンパイルするために、ライセンス・ソフトウェアを使用してはならず、また当該アプリケーションを他のマシンに配置(deploy)してはなりません。

(iii) ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを複製してはならず、また、ライセンサーから明確な許可を得ることなく、ライセンス・ソフトウェアを配布し、移転し、又は譲渡することはできません。

MICRO FOCUS STUDIO、NET EXPRESS、及びSERVER EXPRESSのすべてのバージョン 本ライセンス・ソフトウェアは、Micro Focus Server、Application Server及び／又はEnterprise Serverの限定的ライセンスを含み、又は生成します。当該ライセンスが含まれ、又は生成される場合には、当該限定的ライセンスは、アプリケーションの開発のために使用されたサーバー上でのMicro Focus Studio、Net Express、又はServer Expressのいずれかのバージョンで開発されたアプリケーションのユニットテストを行うため、ライセンス・ソフトウェアのネームドユーザが使用することに限定して付与されるものであり、システム・テスト、生産又は展開のために使用してはなりません。この限定的ライセンスを当該アプリケーションの開発及びユニット・テスト以外の目的で使用することは、ライセンスの範囲外での使用になります。

MICRO FOCUS STUDIO、REVOLVE® ENTERPRISE EDITION、MAINFRAME EXPRESS、NET EXPRESS、及びMICRO FOCUS LICENSE SERVERのすべてのバージョン

ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアに付随するMicro Focus License Serverを、ライセンシーのライセンス・ソフトウェアの使用のためのリクエスト又はアクセスコードを生成するために使用することができます。ライセンシーがライセンス・ソフトウェアにアクセスする各認定ユーザについて適切な使用許諾料を支払っている場合を除き、ライセンシーは、複数ユーザのアクセスコード・リクエストを生成するためにMicro Focus License Serverを使用してはなりません。

MICRO FOCUS STUDIO FOR COBOL DEVELOPERS及びMICRO FOCUS STUDIO ENTERPRISE EDITION

Micro Focus Studioがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンシーは、製品注文書が指定するとおり、ライセンス・ソフトウェアをWindowsプラットフォーム若しくはUNIXプラットフォームで使用することができます。当初ライセンスが付与されているUNIXプラットフォームと異なるプラットフォームでのライセンス・ソフトウェアの使用又は複数のUNIXプラットフォームでの使用には、追加のライセンス及び適用される使用許諾料の支払いが必要になります。ライセンシーは、各マシン又はホスト・サーバーにおいて同じネームドユーザのみがライセンス・ソフトウェアを使用する場合に限り、ライセンス・ソフトウェアを1台以上のマシン又はホスト・サーバーにインストールす

MICRO FOCUSエンドユーザ・ソフトウェア使用許諾契約書  
することができます。

MICRO FOCUS REVOLVE ENTERPRISE EDITION

Micro Focus Revolve Enterprise Editionがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンシーは内部的な利益のためにのみライセンス・ソフトウェアを使用することができ、ライセンサーと事前に別途契約を締結しない限り、第三者コードの処理、又は第三者の利益のため当該第三者に提出するレポートを生成するためにライセンス・ソフトウェアを使用してはなりません。

MICRO FOCUS DATA EXPRESS™ Micro Focus Data Expressがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンシーはData Subset Extraction 及びData Masking modulesの両方を使用することができますが、ライセンシーは、該当する製品注文書に明示され、ライセンシーが関連する使用許諾料を別途支払っているその他のモジュールのみを使用することができます。

MICRO FOCUS ENTERPRISE VIEW

Micro Focus Enterprise Viewがライセンス・ソフトウェアである場合には、ライセンシーは該当する製品注文書に明示され、ライセンシーが関連する使用許諾料を別途支払っている追加モジュールのみを使用することができます。Micro Focus Enterprise Viewモジュールに言語固有の機能がある場合には、使用を許諾された言語は製品注文書に記載されます。追加言語のサポートは追加の使用許諾料の対象となります。

MICRO FOCUS ENTERPRISE VIEW - RAPID ASSESSMENT OPTION

Micro Focus Enterprise View – Rapid Assessment Optionは定期ライセンスベースでのみライセンシーに提供されます。ライセンス期間の開始日と終了日は製品注文書に定めます。製品注文書に別途定められている場合を除き、Micro Focus Enterprise View – Rapid Assessment Optionは「Line of Code」ベースでライセンスが与えられます。

MODERNIZATION WORKBENCH SOFTWARE DEVELOPMENT KIT

本ライセンス・ソフトウェアは、Modernization Workbench でのオペレーションのためにデザインされたアプリケーション作成のためだけに使用することができます。SOFTWARE DEVELOPMENT KIT (SDK) には再配布可能なコードは含まれておらず、ライセンシーにはSDKの一部を配布する許可は与えられていません。SDKにサポートは提供されません。

XCENTRISITY BUSINESS INFORMATION SERVER

本ライセンス・ソフトウェアは、LAN（ローカルエリアネットワーク）又はWAN（ワイドエリアネットワーク）での使用のために、同時使用ユーザ・ベースでライセンスが付与されます。LANライセンスは1台のサーバーでのインストールし、及び使用することが許可されますが、WANライセンスではいかなる台数のサーバーにもインストールし、及び使用することが許可され、両ライセンスともライセンスが付与された同時使用ユーザの数に従います。

OPTIMAL TRACE、QACENTER、QADIRECTOR、QALOAD、QARUN、RECONCILE、TESTPARTNER、TRACKRECORD、CARS、TEST FACTORY、DEVPARTNER

本ライセンス・ソフトウェアには許可された使用をモニターする技術が含まれている場合があり、これにはライセンス・ソフトウェアを使用するために必要とされるポリシーファイルやライセンス・キーなどが含まれます（以下「License Authorization Server」又は「LAS」といいます。）。LASはライセンシーが契約した特定のサイトにおける特定の1コンピュータ・システム（以下「指定システム」といいます。）にインストールすることができます。LAS又はその一部を指定システムから移動することはできません。LASのインストールにかかわらず、ライセンシーは本契約の条項に従わなければなりません（本契約に基づくライセンス制限や許可されたユーザ数を含みますが、これらに限定されません。）。LASは仮想マシンで使用又はこれにインストールすることはできません。

ライセンシーは、ライセンシーに当初ライセンスが付与されている国以外にライセンス・ソフトウェアを移動し、輸送し、又は当該国以外で使用してはなりません。（A）マニュアルに定めたとおり、ライセンサーが、当該ソフトウェアを共有ネットワーククライアントサーバー環境で使用するを前提としてデザインしている場合、又は（B）ライセンシーがライセンス・ソフトウェアの各個人ユーザ及び／又はソフトウェアにアクセスできる各コンピュータについてライセンスを購入している場合を除き、1台のコンピュータに一度にインストールできるライセンス・ソフトウェアは1コピーとします。Optimal Trace Enterprise Editionを除き、ライセンサーが、当該ソフトウェアを共有ネットワーククライアントサーバー環境で使用するを前提としてデザインしている場合には、ライセンシーは当該ソフトウェアを1サーバーのみにインストールすることができます。

マニュアルに指定するとおり、下記は、ライセンシーがアプリケーション又はデバイスドライバプログラム（以下「ユーザ・ソフトウェア」といいます。）を開発するために使用するdevice driver development softwareがライセンス・ソフトウェアである場合にのみ適用されます。ユーザ・ソフトウェアには、ソフトウェアのライブラリファイルから抽出されたrun-time components（以下「RTC」といいます。）、ユーザ・ソフトウェアを間接的にテストするためのプログラム及びコンパイルコード例などが含まれます。これらのRTC、例及びプログラムはマニュアルにおいて、再配布可能なものとして指定されています。ライセンシーは、（A）ドライバコード例を修正、コンパイル、配布し、（B）リモートテストングプログラムをテスト使用目的のみ配布し、（C）RTC及びドライバコード例をユーザ・ソフトウェアにオブジェクトコード形式でのみ組み込み、（D）ユーザ・ソフトウェアにオブジェクトコード形式でのみ組み込まれたRTC及びドライバコード例を複製し、配布する、全地域を対象とした、非独占的、ロイヤルティ負担のない、条件付きライセンスを付与されています。但し、上記（A）から（D）について、（i）ライセンシーはユーザ・ソフトウェアに関連して又はこの一部としてのみRTC及びドライバコード例を配布するものとし、（ii）ライセンシーは、ユーザ・ソフトウェアの配布を受けた者に対するアップデート、技術的サポート及びその他のサポートを提供する義務及びユーザ・ソフトウェアの配布に関連するその他の責任について単独で責任を負うものとし、（iii）ライセンシーは、ライセンサー又はそのライセンサーの名称、ロゴ又は商標を利用して、ユーザ・ソフトウェアを販売し、又は配布しないものとし、（iv）ライセンシーは、ユーザ・ソフトウェアの実行可能イメージ内及びライセンシーのソフトウェア媒体及びマニュアルに、ライセンサー及びそのライセンサーの著作権及び／又は所有権の通知を含めるものとし、（v）ライセンシーは、ユーザ・ソフトウェアの使用又は配布により生じた、又はその結果としての請求若しくは訴訟（弁護士費用を含みます。）について、ライセンサー及びそのライセンサーを補償し、何らの損害も与えず、かつ防御することに合意します。

OPTIMAL TRACE、QACENTER、QADIRECTOR、QALOAD、QARUN、QUALITY MANAGER、RECONCILE、TESTPARTNER、TRACKRECORD、TEST FACTORY、DEVPARTNER

本ライセンス・ソフトウェアは、同時使用ユーザにライセンスが付与されている場合にのみ仮想マシンにおいて使用することができます。さらに、本ライセンス・ソフトウェアは使用できるあらゆるオペレーティング・システムにおいて使用することができ、ライセンサーによるサポートの対象となります。

QALOAD

本ライセンス・ソフトウェアは、仮想ユーザ・ベースでライセンスが付与されます。仮想ユーザとは、トランザクション又は作業順序を実行する特定の個人のシミュレーションを意味します。QALoad 仮想ユーザは、ライセンスを付与されたQALoad Conductorsの総数による使用のためにプールされ、1以上のQALoad Conductorsは、ライセンスを付与された仮想ユーザの一部又は全部を使用することができます。仮想ユーザはすべてのサポート・プロトコル（Easyscripts）で使用することができます。

SILKCENTRAL、TEST MANAGER、SILKTEST、SILK4J、SILKPERFORMER



本ライセンス・ソフトウェアには許可された使用をモニターする技術が含まれている場合があります、これにはライセンス・ソフトウェアを使用するために必要とされるポリシーファイルやライセンス・キーなどが含まれます（以下「License Authorization Server」又は「LAS」といいます。）。LASはライセンシーが契約した特定のサイトにおける特定の1 コンピュータ・システム（以下「指定システム」といいます。）にインストールすることができます。LAS又はその一部を指定システムから移動することはできません。LASのインストールにかかわらず、ライセンシーは本契約の条項に従わなければなりません（本契約に基づくライセンス制限や許可されたユーザ数を含みますが、これらに限定されません。）。LASは仮想マシンで使用又はインストールすることはできません。

SILK PERFORMER.

本ライセンス・ソフトウェアは、ライセンシーの合理的な数のコンピュータ・システムにインストールすることができます。ライセンシーは、Multi-Machine Controller（以下「Workbench」ともいいます。）（以下「MMC」といいます。）コンポーネント及び関連するロードテストエージェントを、数を制限しない複数のユーザのために数を制限しない複数のマシンにインストールすることができますが、購入した仮想ユーザ・ライセンスの数、種類及びクラスにしたがったSilkPerformerの使用に関連したものに限定されます。SilkPerformerのプレミアム仮想ユーザ・ライセンスは、その注文数量にかかわらず、SilkTest（以下「追加製品」といいます。）を利用する1名のネームドユーザ限定のライセンスが含まれます。追加製品はSilkPerformerのプレミアム仮想ユーザ・ライセンスと併せて使用する場合にのみ使用が許可されており、単独で使用し、又は移転することはできません。独立型ネームドユーザ・ライセンスの権限を超えた追加商品の増分使用（incremental use）又は単独使用は、別途ライセンスを受け、使用料を支払わなければならないものとします。

TEAMANALYTICS 2008

本ライセンス・ソフトウェアにはStarTeam（StarTeam Enterprise 2006、StarTeam Enterprise Advantage 2006、StarTeam Enterprise 2008又はStarTeam Enterprise Advantage 2008のいずれか）、CaliberRM（CaliberRM 2006又はCaliberRM 2008のいずれか）及びSilkCentral Test Manager（SilkCentral Test Manager 2006又はSilkCentral Test Manager 2008のいずれか）（以下「追加製品」という）を使用するためのネームドユーザ限定ライセンスが含まれます。追加製品は、TeamAnalytics 2008製品と併せて使用する場合にのみ使用が許可されており、単独で使用し、又は移動することはできません。独立型ネームドユーザ・ライセンスの権限を超えた追加商品の増分使用又は単独使用は、別途ライセンスを受け、使用料を支払わなければならないものとします。

TEAMANALYTICS 2009.

本ライセンス・ソフトウェアにはStarTeam、CaliberRM及びSilkCentral Test Manager（総称して「追加製品」といいます。）を使用するためのネームドユーザ限定ライセンスが含まれます。追加製品は、TeamAnalytics 2009製品と併せて使用する場合にのみ使用が許可されており、単独で使用し、又は移動することはできません。独立型ネームドユーザ・ライセンスの権限を超えた追加商品の増分使用又は単独使用は、別途ライセンスを受け、使用料を支払わなければならないものとします。

TOGETHER

本ライセンス・ソフトウェアは、ソース又はオブジェクトコード形式で、ライセンシーアプリケーションプログラム及びその他の作品を作成、コンパイル（バイト・コード・コンパイルを含みます。）、テスト、及び展開する目的のためだけに使用することができます。本ライセンス・ソフトウェアは、使用前にライセンサーに登録することが必要とされます。ライセンシーは、インストール時又は最初に使用するときに登録するよう促され、その時点でライセンシーが提供する登録情報がどのように使用されるか通知され、又はこれを説明したオンライン・リソースに指示され、ライセンシーは当該情報の使用の一部を禁止することを選択する機会が与えられます。ライセンシーは、ライセンシーのライセンス・ソフトウェアの利用に関連してのみ使用するサーバー上で、ライセンス・ソフトウェアのライセンスマネージャーコンポーネントを、実行形式のみで利用することができます。

TEAMDEFINE.

本ライセンス・ソフトウェアには、ライセンサー又は供給者によってライセンス・ソフトウェアに統合しているシミュレーション・プログラムを、数は限定しないユーザがレビューすることができる機能が含まれます。当該ユーザはその他の方法でライセンス・ソフトウェアを使用してはなりません。別紙1 E.2にしたがって、本ライセンス・ソフトウェアについて評価用ライセンス・オプションが取得されている場合には、評価期間は365日までとします。評価期間の最初の30日間で、ライセンシーはライセンス・ソフトウェアのProject Export以外のすべての機能にアクセスすることができます。残りの評価期間について、この機能は継続しますが、ライセンシーは「simulations」、「requirements」、「SDK」、「integrations」、「images」及び「templates」へのアクセスのみが与えられます。ライセンシーは、評価期間中随時ライセンス・ソフトウェアのフル・ライセンスを購入することができます。

SILKCENTRAL、TEST  
MANAGER、SILKTEST、SILK4J、SILKPERFORMER、TEAMDEFINE、CALIBER™、TOGETHER、STARTEAM、TEMPO、TEAMDEMAND、TEAMFOCUS、TEAMANALYTICS、TEAMINSPECTOR、APPSERVER、VISIBROKER

本ライセンス・ソフトウェアは、同時使用ユーザ・ライセンスが付与されている場合にのみ仮想マシンで使用することができます。

APPSERVER、VISIBROKER

本ライセンス・ソフトウェアについては、ライセンシーがデプロイメント・ライセンスを購入したCPUの数にかかわらず、ライセンシーは1台のコンピュータで展開された（deployed）ライセンス・ソフトウェアを1インスタンス以上稼動（run）してはなりません。ライセンシーが追加のインスタンスを希望する場合には、ライセンシーは別のコンピュータに適用する別のライセンスを購入しなければなりません。

APPLICATION MIDDLEWARE PRODUCTS

ライセンシーは、本ライセンス・ソフトウェア又はそのコンポーネントを、汎用ソフトウェア開発ツール、ライブラリ、コンポーネント又はライセンス・ソフトウェア若しくはライセンサーのその他の商品と競合又は代替するその他の商品に含めてはなりません。また、ライセンシーは汎用ソフトウェア開発ツールなど、ライセンス・ソフトウェア又はライセンサーのその他の商品と競合する商品を作成又はサービスを運営するためにライセンス・ソフトウェアを使用してはなりません。上記の制限は、ライセンス・ソフトウェアを「プラグイン」（つまり、ライセンス・ソフトウェアによって公開されたツールAPIを使用したインテグレーション）の開発のために使用する場合には適用しませんが、当該プラグインがライセンス・ソフトウェアに追加の機能を提供するようデザインされている場合に限りです。

本ライセンス・ソフトウェアは再配布することはできません。ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアをVAR、OEM、ディストリビューター又はリセラーとの取り決めの一環として再配布するなど、ライセンス・ソフトウェアを第三者にサブライセンス、再販売、リース、デプロイメント（展開）又は配布するために複製することは許可されていません。ライセンシーがライセンス・ソフトウェアを本成果物に統合し、統合後の本成果物を配布又は再販売することを予定している場合には、ライセンシーはライセンシーに連絡し、適切な配布ライセンス（distribution license）を取得しなければなりません。

VISISECURE、VISITRANSACT、VISINOTIFY、VISITIME及びVISITELCOLOG（総称して「VISISERVICES」といいます。）と呼ばれるライセンス・ソフトウェアの部分は再配布することはできません。本契約は、ライセンシーが、ライセンス・ソフトウェアの当該部分を使用して本成果物を開発又は展開する前に、ライセンサーより直接VISISERVICESについての開発ライセンス及び／又はデプロイメント・ライセンスを別途取得していない限り、いかなる目的でもVISISERVICESを実行又はその他の方法で使用することをライセンシーに許可していません。ライセンシーは、VISISERVICESをVAR、OEM、ディストリビューター又はリセラーとの取り決めの一環として再配布するなど、VISISERVICESを第三者にサブライセンス、再販売、リース、デプロイメント（展開）又は配布するために複製することは許可されていません。ライセンシーがVISISERVICESを本成果物に統合し、統合後の本成果物を配布又は

再販売することを予定している場合には、ライセンシーはライセンシーに連絡し、適切な配布ライセンスを取得しなければなりません。

本契約におけるライセンス・ソフトウェアのデコンパイルを禁止する規定にもかかわらず、ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアの「API Decompiler」とされる部分を使用して、JAVA BEANS COMPONENT LIBRARY, DATAEXPRESS, DBSWING及びOPENTTOOLS API modulesの公開された APIを検査することができます。

下記のJava Technology Restrictionsは、ライセンス・ソフトウェアのSonicMQ のコンポーネントがライセンス・ソフトウェアに付随している場合には、これについて適用されます。ライセンシーはJava Platform Interface（以下「JPI」といい、「java」パッケージ又は「java」パッケージのサブパッケージの中に含まれたクラスを指すものとします。）の中に追加のクラスを作成すること、又はJPIの中のクラスの追加又はその他の修正を行うことにより、JPIを修正してはなりません。ライセンシーが追加クラス及び関連するAPIを作成した場合で、（i）Java platformの機能を拡張し、（ii）当該追加APIを呼び出す追加のソフトウェアを開発するために、第三者ソフトウェア開発者にこれを開示するときには、ライセンシーはすべての開発者が無料で当該APIを使用できるよう、当該APIの正確な仕様を速やかに広く公開しなければなりません。ライセンシーはjava、javax、sun又はsunが定めるクラスファイル表記法に類似の表記で、特定される追加のクラス、インターフェイス又はサブパッケージを作成又はライセンシーのライセンシーにこれを許可してはなりません。

本ライセンス・ソフトウェアには、添付の印刷されたマニュアル又はオンラインマニュアルにおいてライセンサーが「再配布可能物（Redistributable）」に指定している、本件製品を使用して作成する作品を使用するために必要な一定のファイル、ライブラリ及び／又はソースコードが含まれる場合があります。ライセンサーは随時その他のファイルを再配布可能物に指定することができます。本契約の条項にしたがって、ライセンシーは再配布可能物を含めない、ライセンシーが独自に作成したソースコード又はコンパイルコードを自由に再配布することができます。本契約の条項にしたがって、ライセンサーは（a）再配布可能物を完全に複製し、当該複製物をライセンシーの本成果物のコンポーネントとして、本成果物のエンドユーザ（以下「エンドユーザ」といいます。）が使用できるようにするため配布すること、（b）再配布可能物をライセンシーの内部での使用のために、修正することなくインストールし、実行すること、及び（c）エンドユーザが本契約の制限に従うことを条件として、エンドユーザが再配布可能物を本成果物のコンポーネントとして、当該エンドユーザの内部使用に限定して、再配布可能物をインストールし、実行する属人的、非独占的、譲渡不能な権利をエンドユーザに対して与える属人的、非独占的、譲渡不能、かつ限定的なライセンスをライセンシーに付与します。これらの権利は、ライセンシーの本成果物のコンパイル、リンク又はパッケージ方法にかかわらず、共同開発者などのその他の者が行使することはできません。これらの権利は再配布可能物にのみ適用され、ライセンス・ソフトウェアのその他のファイル、ライブラリ、ソースコード若しくはその他のコンポーネント又は派生物には適用されません。当該権利はライセンシーが、適式にライセンスを受け、適切に登録されたライセンス・ソフトウェアのコピーを使用して作成した成果物についてのみ行使することができます。

エンドユーザ使用許諾契約補追

下記の条項は、本契約の他のいかなる個所で記述された条項と矛盾する場合には、下記の条項が優先します。

ライセンサーがライセンシーに対しライセンス・ソフトウェアをソフト・パーティション上にインストールすることを許諾している場合、ライセンス料金はホスト・サーバーの合計コア数に対して該当するソフト・パーティションに割り当てられたコア数比率、及びライセンサーが定義する割合を加算した比率によって計算される「期待値の」コア数を基準にします。この料金を有効にするために、インストールする許諾は製品注文書または本契約と個別に締結された契約によって明示的に示されなければなりません。

エンドユーザ使用許諾契約補追

下記の条項は、下記に指定したライセンス・ソフトウェアに適用し、本契約の他のいかなる個所で記述された条項と矛盾する場合には、下記の条項が優先します。

Micro FocusCOBOL™2010 Runtime , COBOL Serverおよびその他のアプリケーションディプロイメント製品

ライセンシーは、本契約の「別紙1」に記載された適切なライセンス・オプションを指定する製品注文書に基づいて、ライセンス・ソフトウェアに対応する開発ライセンス製品（別途ライセンシーに対してライセンスされるもの）を使用して開発されたソフトウェア・アプリケーション・プログラムに、開発ライセンス製品やライセンス・ソフトウェアの提供する一部のファイルを加えたもの（「ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェア」と呼ぶ）の全体または一部を、複製し社内でも配布することができます。この場合ライセンシーは以下のことに同意します：

- (a) 配布されるライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの製品ラベルやサインオン・メッセージの中で、ライセンス・ソフトウェアがライセンサーの知的所有権であることを示す記述を含める。
- (b) ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの配布と使用に起因して発生するあらゆる損害賠償要求または訴訟に対して、監査人費用、法的費用、法廷費用をも含めて賠償し、ライセンサーとその第三者代理店を害なく保護する。

ライセンシーは、ライセンサーからの個別の配布契約を締結することなしに、ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアを第三者に複製・配布することはできません。ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの使用と配布には、ライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの明示的な配布のみならず他のアプリケーションソフトウェアに統合された形でライセンシー・アプリケーション・ソフトウェアの機能を暗黙的に配布・使用する場合も含まれます。ライセンス・ソフトウェアのライセンス許諾は、ライセンシーがコンパイラ、インタープリタ、または実行時サポート製品を製造する目的でライセンス・ソフトウェアの一部として提供されるファイルを使用または複製・配布することを許容しません。ライセンサーは第三者向けの配布に関する固有の実行ライセンス・オプションを、支払われるライセンス料金に応じて提供します。詳細はライセンサーの営業担当者に問い合わせてください。

VisualCOBOL®を含むすべてのアプリケーション開発製品

1. ライセンシーは、コンパイラ、インタープリタ、実行時サポート製品、その他一般にライセンス・ソフトウェアやライセンシーの製品と競合あるいはそれを代用する製品を製造する目的で、ライセンス・ソフトウェアの一部として提供されるファイルを使用または複製・配布してはなりません。
2. ライセンス・ソフトウェアは、Micro FocusCOBOL™2010 Runtime , COBOL Serverおよびその他のアプリケーションディプロイメント製品のライセンスを包含または生成することがあります。このようなライセンスが包含または生成される場合、それはライセンス・ソフトウェアのネームドユーザが、サーバー上の対応するアプリケーション開発製品で開発されたアプリケーションを単体テストする目的に限定して提供されているものです。アプリケーションのシステムテストや商用利用のために使用することはできません。また、ライセンス・ソフトウェアの保守サービスを購入している期間でのみ使用することができます。このようなアプリケーションの単体テストと開発用途以外で包含または生成されたディプロイメント製品のライセンスを使用することは許可されません。
3. VISUALCOBOL®PERSONAL EDITION製品について
  - a. ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを個人的な学習として商用ではない目的以外に使用することはできません。ライセンス・ソフトウェアはトレーニングや教育を施す目的で使用することもできません。
  - b. ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを手続きコードで2,200行以上の長さのソースコードをコンパイルすることはできません。

エンドユーザ使用許諾契約補追



下記の条項は、下記に指定したライセンス・ソフトウェアに適用し、本契約の他のいかなる個所で記述された条項と矛盾する場合には、下記の条項が優先します。

Enterprise Developer PERSONAL EDITION製品

- a. ライセンシーは、コンパイラ、インタープリタ、実行時サポート製品、その他一般にライセンス・ソフトウェアやライセンシーの製品と競合あるいはそれを代用する製品を製造する目的で、ライセンス・ソフトウェアの一部として提供されるファイルを使用または複製・配布してはなりません。
- b. ライセンス・ソフトウェアではコンパイラの機能は使用できなくなっています。ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアを個人的な教育のためにコードの入力・編集または構文チェックする以外の目的で使用することはできません。ライセンス・ソフトウェアはトレーニングや講習の目的で使用することはできません。

Micro Focus License Agreement 1 November 2009 All products LIC-GEN-17

LIC-GEN-17 Supp1

LIC-GEN-17 Supp2.1

LIC-GEN-17 Supp ED PE